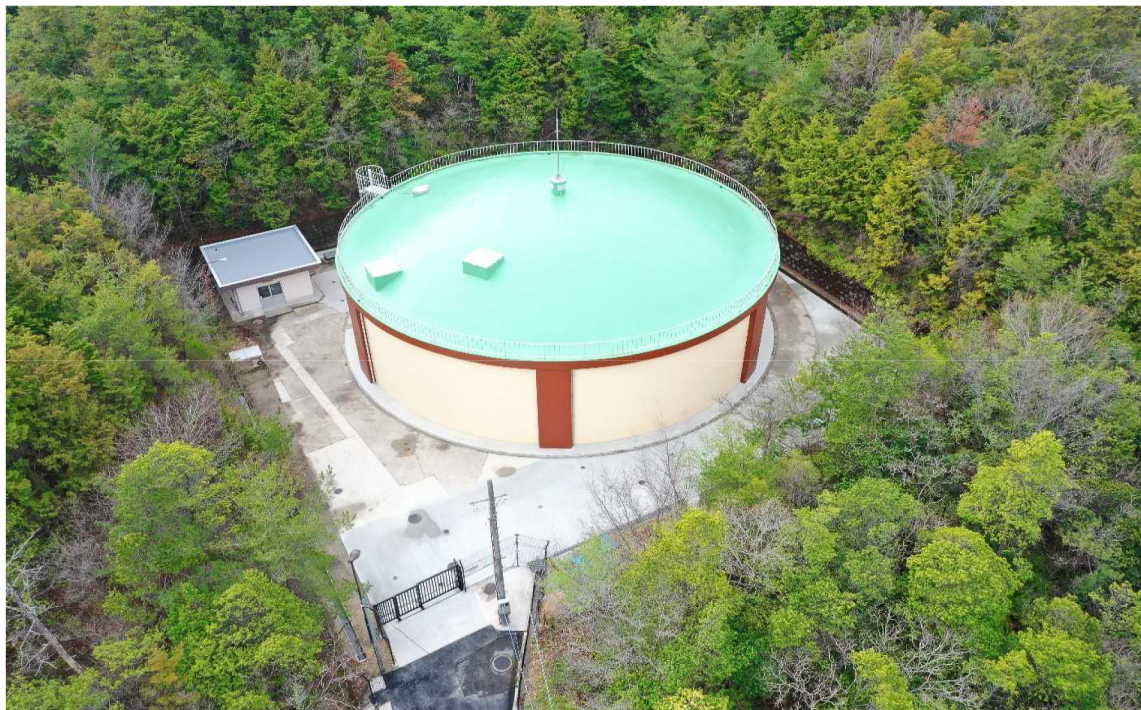


竜王町水道事業ビジョン・経営戦略



(山中配水池)

令和8年3月

竜王町上下水道課



目 次

第1章	水道事業ビジョン・経営戦略の策定	1
1	目的	1
2	位置付け	1
3	計画期間	3
4	各種計画との関係	3
第2章	竜王町水道事業の概要	4
1	竜王町の概要	4
2	水道事業の概要	5
第3章	水道事業の現状と課題	7
1	給水人口と給水量（給水状況）	7
2	経営の状況	8
3	水道施設	11
4	水質管理	14
5	事業の現状分析・評価	16
第4章	将来の事業環境の予測	22
第5章	水道事業の目指すべき将来像	23
1	基本理念	23
2	施策目標	23
3	実現施策の体系	24
第6章	将来像実現のための施策	25
1	安全	25
2	強靱	27
3	持続	30
4	サービス	33
第7章	投資・財政計画	35
1	投資・財政計画について	35
2	投資・財政計画の設定条件	36
3	投資計画	37
4	財政計画	38
5	料金水準の適正化の検討	44
第8章	フォローアップ	54
第9章	用語説明	55

第1章 水道事業ビジョン・経営戦略の策定

1. 目的

今日、各水道事業においては、施設の大規模な更新が必要となる中で、安全で安心な水の供給や、災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上など、水道が直面する課題に適切に対処していくためには、自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが求められるとともに、その基礎となる運営基盤の強化や技術力の確保などが必要とされています。

近年は、人口減少などに伴う給水収益の低迷、水道施設の耐震化や老朽化対策への投資の増大、水道に対する使用者のニーズの高まりなど水道事業を取り巻く環境が大きく変化しており、高度化、多様化する課題への取り組みが求められています。

こうした中で厚生労働省は、平成16年6月に公表した、わが国の水道の現状と将来見通しを分析・評価し、水道のあるべき将来像について、すべての水道関係者が共通認識を持って実現していくための具体的な施策や工程を包括的に示した「水道ビジョン」を全面的に見直し、人口減少社会の到来や東日本大震災の経験などを踏まえて、平成25年3月に「新水道ビジョン」を策定しました。

「新水道ビジョン」は、水道を取り巻く環境の変化に対応し、これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵を今後も継続的に享受し続けることができるよう、50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像を明示するとともに、「安全」（水道水の安全の確保）、「強靱」（確実な給水の確保）、「持続」（供給体制の持続性の確保）の観点から水道事業者が目指すべき取り組みの方向性やその実現方策を提示したものです。

このような背景から、「新水道ビジョン」に示された理想像を実現するため、また、安全で良質な水道水を将来にわたって安定して供給し続けるため、「竜王町水道事業ビジョン・経営戦略」を策定し、今後の水道事業の中長期的な方向性を確立し、これを達成するための道程を示すものとします。

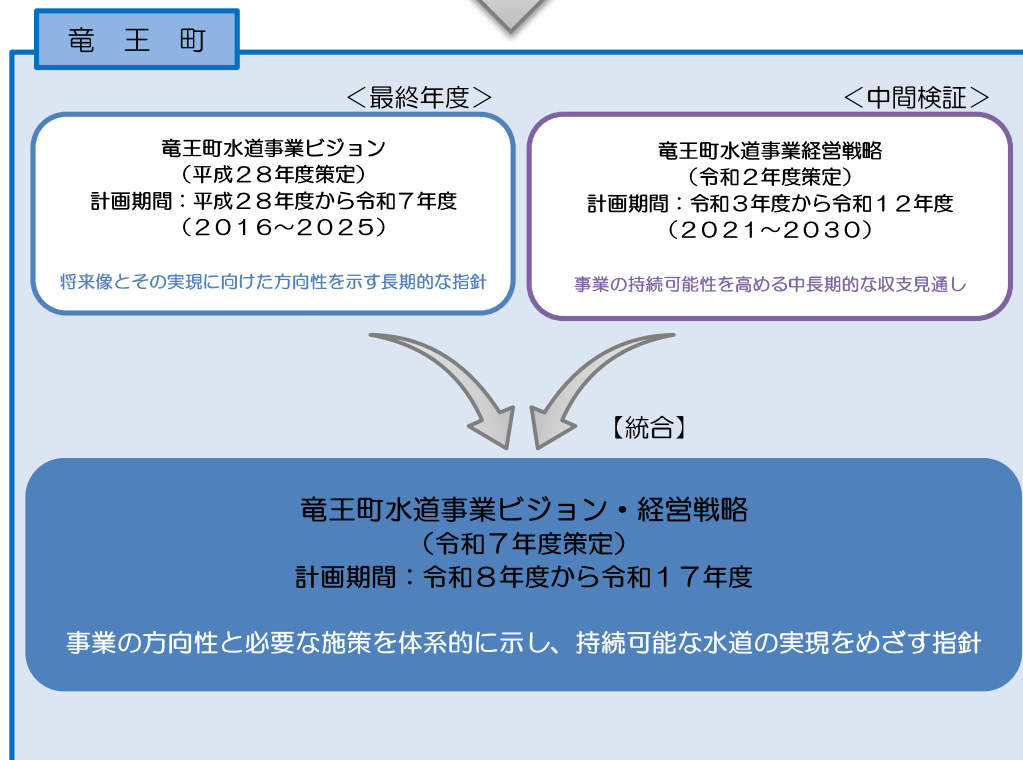
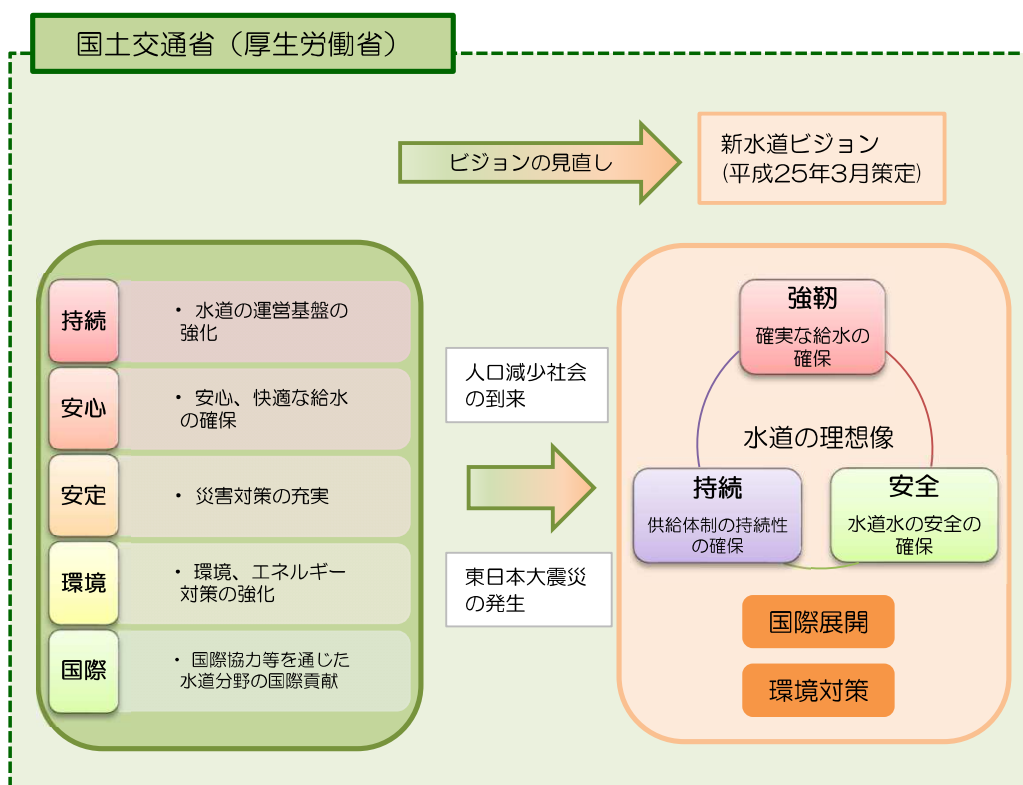
2. 位置付け

「竜王町水道事業ビジョン」（平成28年度策定）は、国の「新水道ビジョン」を踏まえ、本町が目指す水道の将来像とその実現に向けた方向性を示す長期的な指針として位置付けられています。

これに対し、「竜王町水道事業経営戦略」（令和2年度策定）は、事業の持続可能性を高めるための中長期的な収支見通しと経営施策を示すものであり、両計画は互いに補完しながら本町水道事業の基盤を形成してきました。

令和7年度に両計画が節目（ビジョン最終年度・経営戦略中間検証）を迎えることを踏まえ、今回の改定ではこれら2つの計画を統合し、より分かりやすく一体的な計画となるよう「竜王町水道事業ビジョン・経営戦略」として再構築することとします。

「竜王町水道事業ビジョン・経営戦略」は、本町上位計画である竜王町総合計画をはじめ、諸計画との整合を図りつつ、国の提唱する新水道ビジョンの方針に沿って策定します。

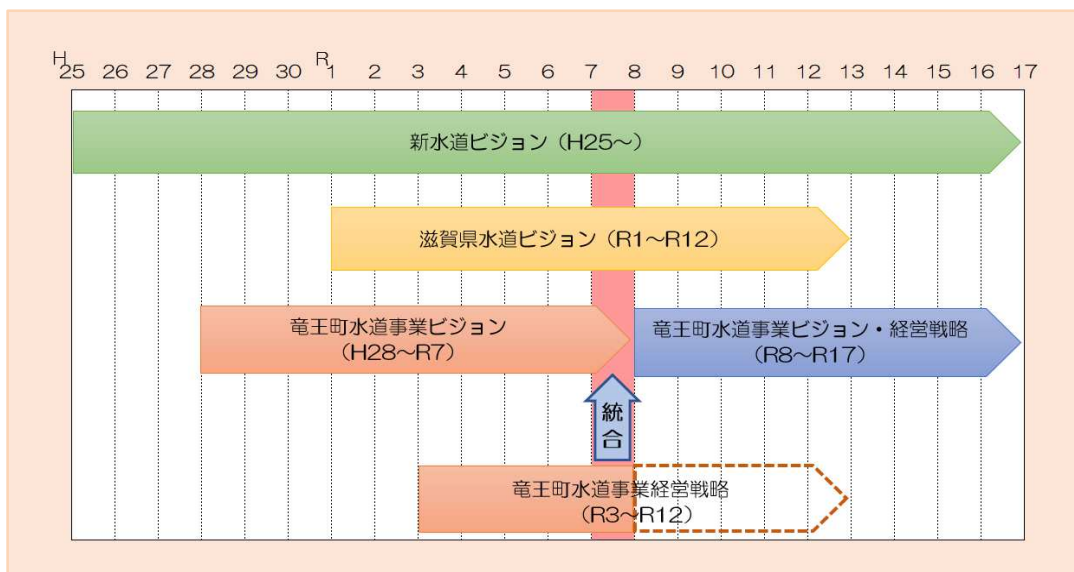


3. 計画期間

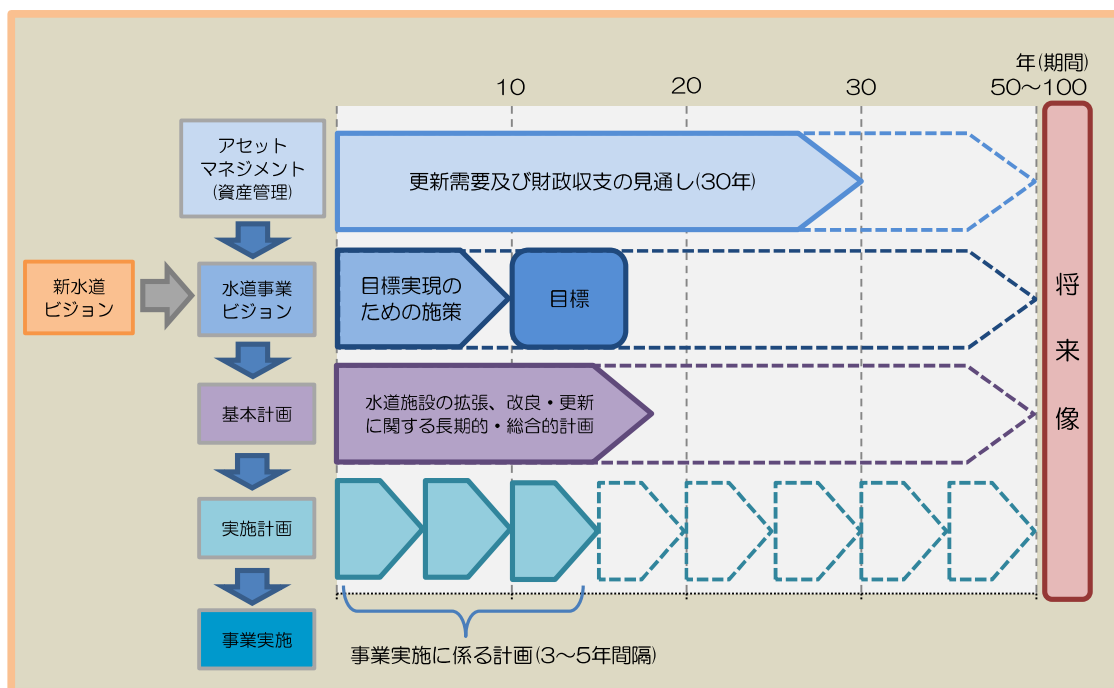
本計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

これは、老朽管更新をはじめとする中長期的な施設投資の見通しを立てるうえで一定の期間が必要であること、また社会・経済状況の変化にも適切に対応できる期間として設定したものです。

なお、計画期間中であっても、人口動向や物価変動、更新需要など、事業環境に大きな変化が生じた場合には、柔軟に計画内容を見直すことで、計画の実効性を確保します。



4. 各種計画との関係



(参考：水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き、I-20)

第2章 竜王町水道事業の概要

1. 竜王町の概要

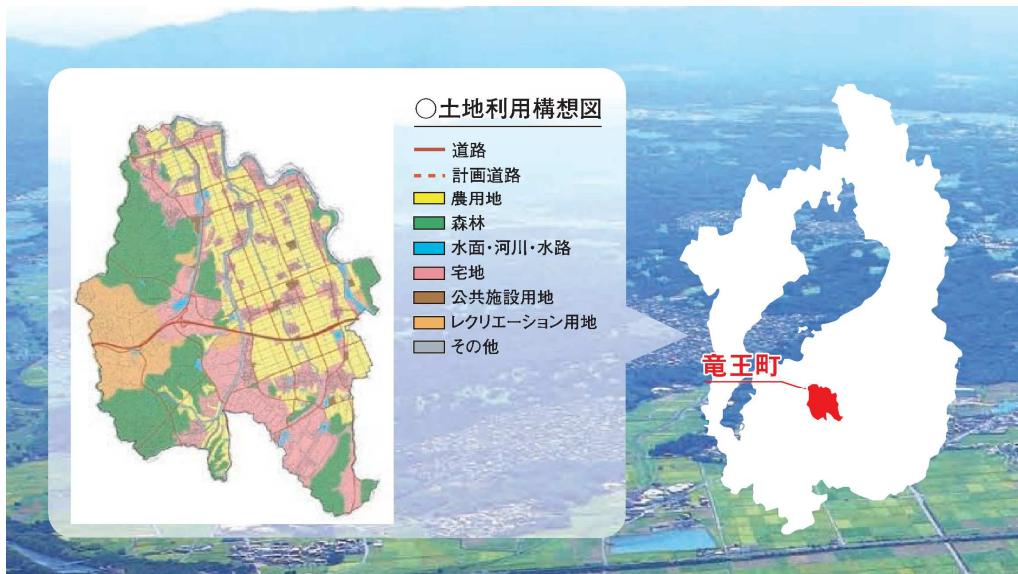
竜王町は滋賀県東南部の蒲生平野に位置し、東に雪野山、西に鏡山を望む自然豊かなまちです。これらの山々は古くから竜神が祀られたことに由来し、「竜王山」と呼ばれ、町名の起源にもなっています。町域の約3割を占める水田では良質な近江米が生産されるほか、いちごや梨、ぶどうなどの果樹栽培が盛んで、近江牛発祥の地としての畜産業も特徴的な地域です。

南部には名神高速道路が通り、京阪神・名古屋圏への高い交通利便性を背景に、大規模自動車関連工場やアウトレットモールなどの産業・商業施設が立地しています。また、史跡や社寺などの歴史的資源、道の駅などの交流拠点が点在し、多様な魅力を有するまちとなっています。人口は昭和50年代に1万人超となり、平成7年（1995年）の13,650人をピークに横ばいから微減傾向で推移しており、少子高齢化の進行が見られます。

こうした状況の中で、本町は「暮らしやすさ・にぎわい・交流」を軸に据えた竜王町コンパクトシティ化構想を進めています。取組の1つである中心核整備については、生活の中心となるエリアに教育・交流・居住といった都市機能を集約し、町全体の利便性と持続性を高めることを目的としています。

具体的には、教育・文化施設や公園、こども園・学童保育所などの公益施設を交流・文教ゾーンとして計画的に整備するとともに、新たな居住ゾーンや生活利便施設との連携を図ることで、町の中心部を生活の核として再編・活性化することを目指しています。

【滋賀県竜王町位置図】



2. 水道事業の概要

竜王町の水道事業は、昭和32年の通水開始を経て、昭和50年に水道事業の創設認可を受け、今日まで地域の暮らしと産業を支える重要な基盤として運営してきました。

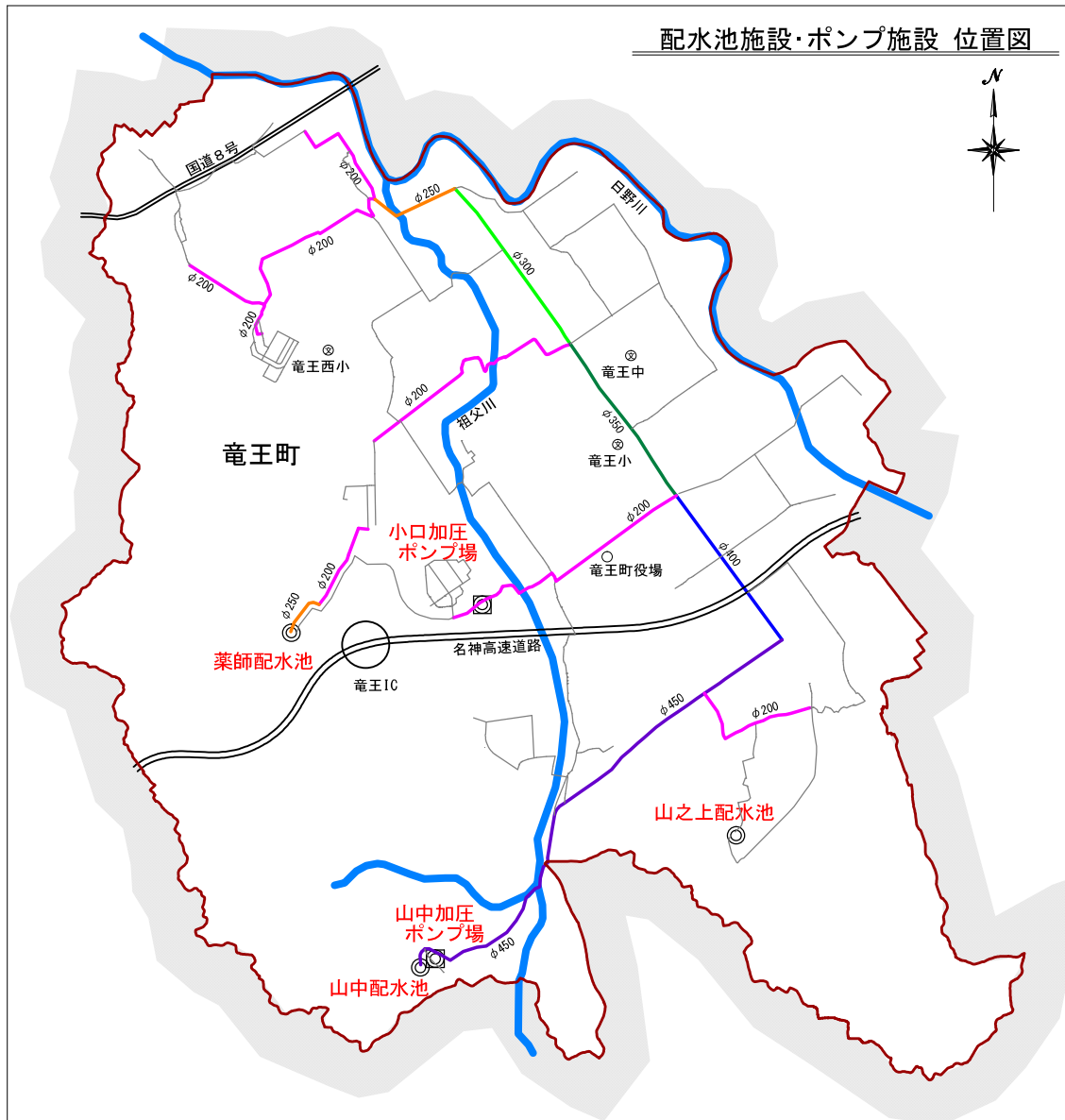
現在の計画給水人口は14,250人、計画日最大給水量は8,600m³/日で、普及率は97%と町内のほぼ全域に供給できる体制となっています。

本町の水道は、滋賀県湖南水道用水供給事業から全量を受水している水道事業であり、山中配水池を中心に、薬師配水池、山之上配水池、山中加圧ポンプ場、小口加圧ポンプ場などの施設により町内各地域へ配水しています。

竜王町水道事業の沿革

年度	概要、規模等	背景、整備の方向性等
昭和31年～	<p>S32年度簡易水道創設</p> <p>林地区に簡易水道竣工 綾戸地区に簡易水道竣工 岩井、川守地区に簡易水道竣工 西川地区に簡易水道竣工 薬師地区に簡易水道竣工 西横関、鏡、山面地区に簡易水道竣工 山中、岡屋、小口地区に簡易水道竣工 山之上地区に簡易水道竣工 弓削、川上地区に簡易水道竣工</p>	<ul style="list-style-type: none"> 従来利用されてきた浅井戸、伏流水等における水量の不足 深井戸を中心とした簡易水道の整備による安定的かつ衛生的な水の確保
昭和41年～	<p>S50年度上水道創設</p> <p>計画給水人口：14,250人 計画一人一日最大給水量：604ℓ/人・日 計画一日最大給水量：8,600m³/日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会経済情勢の変化（人口・経済活動の増大等）による水需要の一層の高まり 滋賀県における「琵琶湖総合開発事業」の一環としての上水道の広域化整備（滋賀県企業庁による用水供給事業への着手） 全町上水道事業化に向け着手（弓削、川上地区簡易水道を除く。）
昭和51年～	<p>S57年度変更認可</p> <p>計画給水人口：14,250人 計画一人一日最大給水量：604ℓ/人・日 計画一日最大給水量：8,600m³/日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 弓削、川上地区簡易水道区域の上水道事業区域への編入 全町上水道事業の整備完了（全地区簡易水道の廃止）および給水開始
昭和61年～		
平成1年～		
平成11年～	<p>H19年度変更認可</p> <p>計画給水人口：14,250人 計画一人一日最大給水量：604ℓ/人・日 計画一日最大給水量：8,600m³/日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水源、取水点の変更（川守岩井水源（実際不使用）を廃止し、予備水源の位置付けであった西横関水源を計画水源とする。） 整備計画の見直し（開発等による水需要の増加を推計。配水池・加圧所の新設、耐震化等を計画）

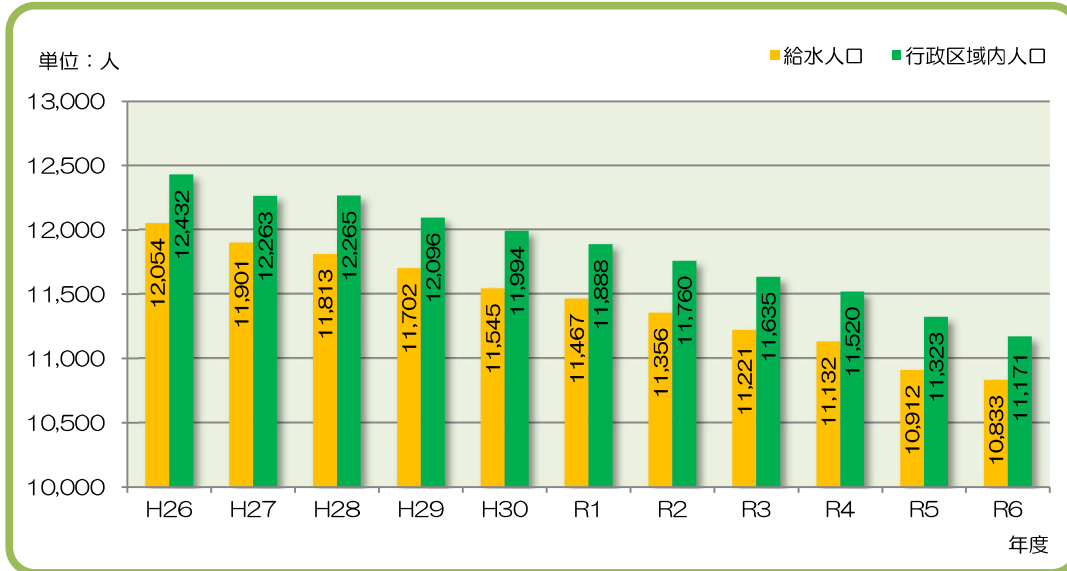
【主要な水道施設】



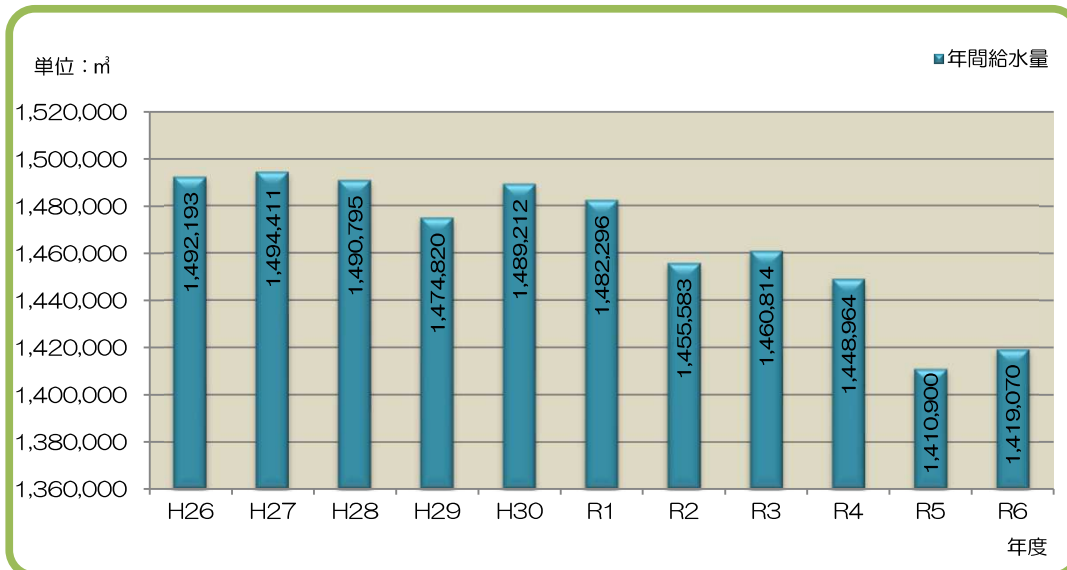
第3章 水道事業の現状と課題

1. 給水人口と給水量（給水状況）

【給水人口】



【年間給水量】

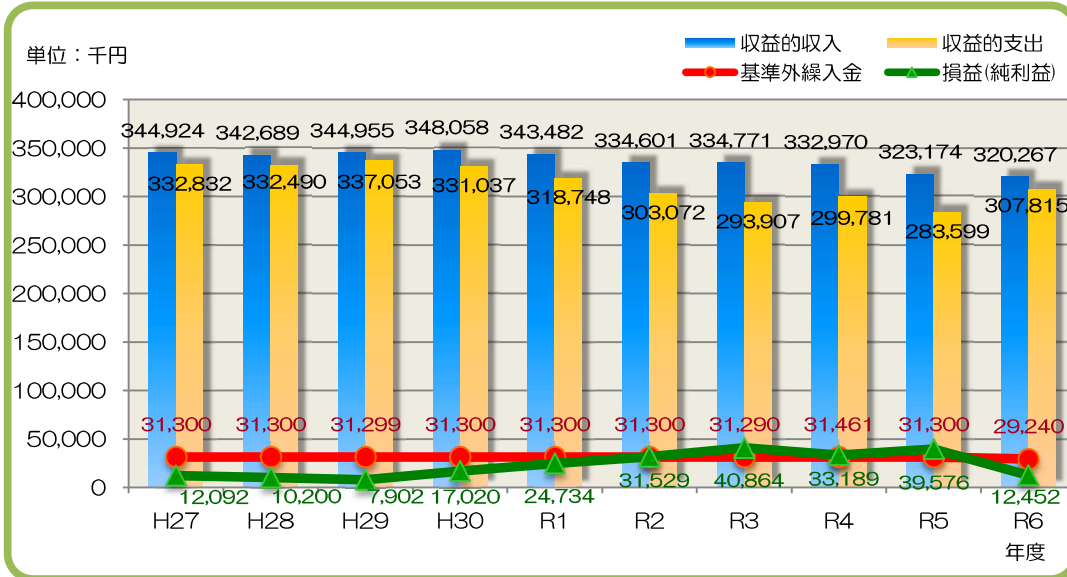


本町の給水人口は、人口減少の影響を受けて緩やかに減少しており、水道の使用量（給水量）も同様に減少傾向にあります。近年は節水機器の普及や生活様式の変化もあいまって1人あたりが使う水の量自体が少なくなる傾向となっています。

こうした動きは、全国的にも見られる長期的な変化であり、本町においても今後大きく増加に転じる可能性は高くありません。そのため、給水人口と給水量の推移は、将来の収入見通しや施設計画を検討する際の重要な前提となります。

2. 経営の状況

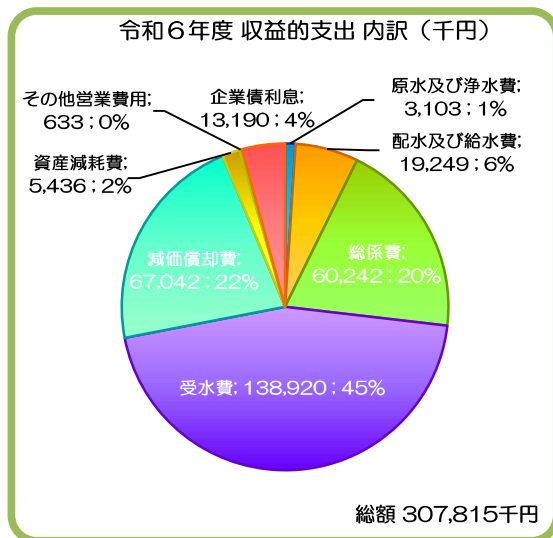
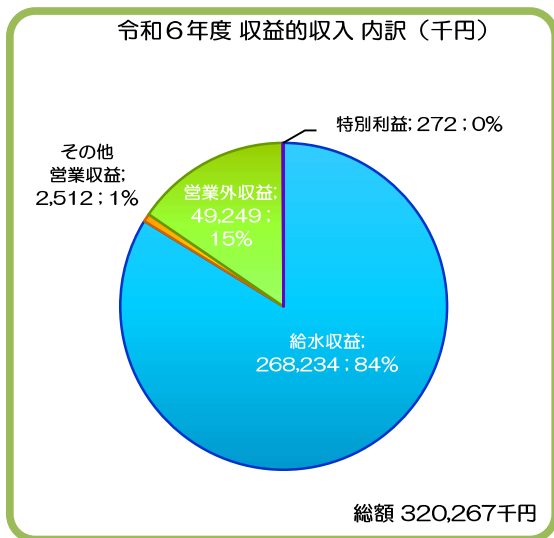
(1) 収益的収支



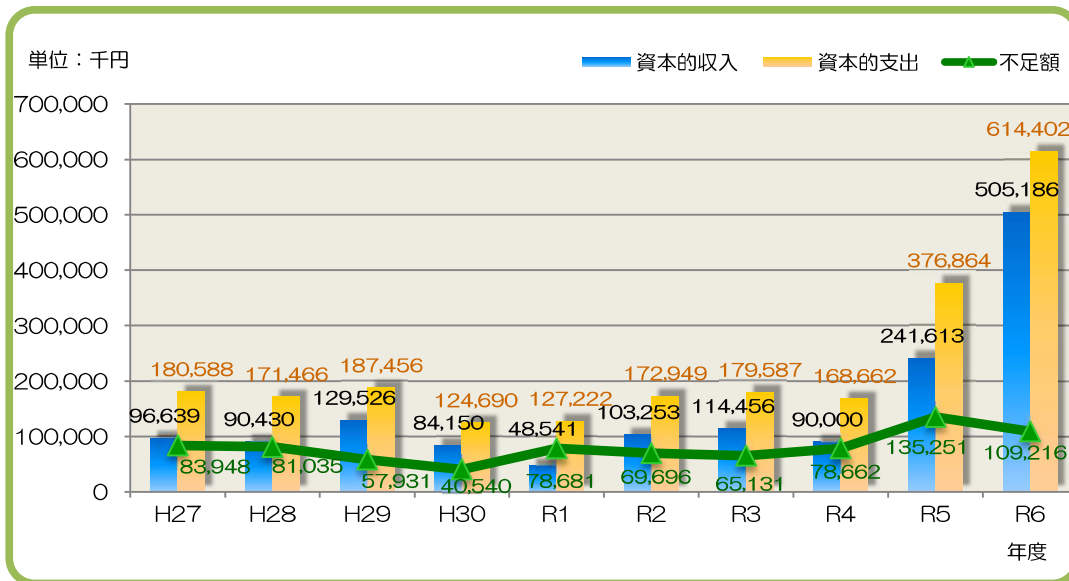
本町の収益的収支は現時点で黒字を維持しているものの、収益的収入は、人口減少の進行や節水傾向の高まりにより、全体として大きな伸びは見られず、横ばいから微減で推移しています。一方で令和3年度には、収益的支出である受水費に係る基本水量の見直しに伴い費用が削減されたことで利益増加に寄与しました。しかし、水道事業は施設維持管理に一定の固定費が必要であり、需要が減少しても費用は大幅に減らない構造であるため、料金収入の減少がそのまま経営の圧迫につながりやすい状況にあります。

今後も人口減少が続くことが見込まれるため、収益改善や効率的な事業運営の推進など、経営基盤の強化が必要となっています。

令和6年度の内訳を見ると、収入では給水収益が84%、営業外収益が15%を占めています。対して、支出では受水費が45%を占め、減価償却費および総係費はいずれも約20%となっています。



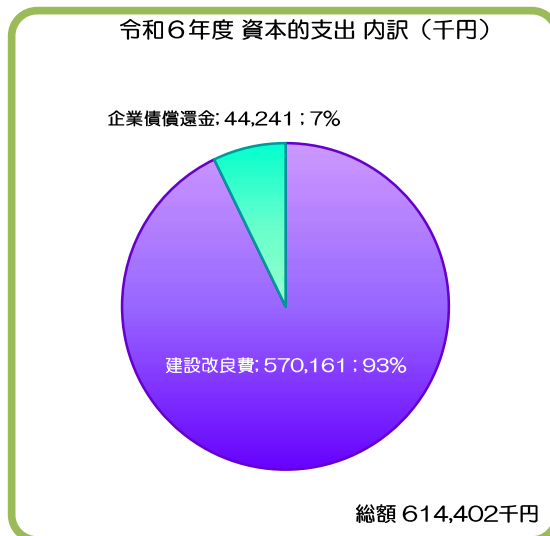
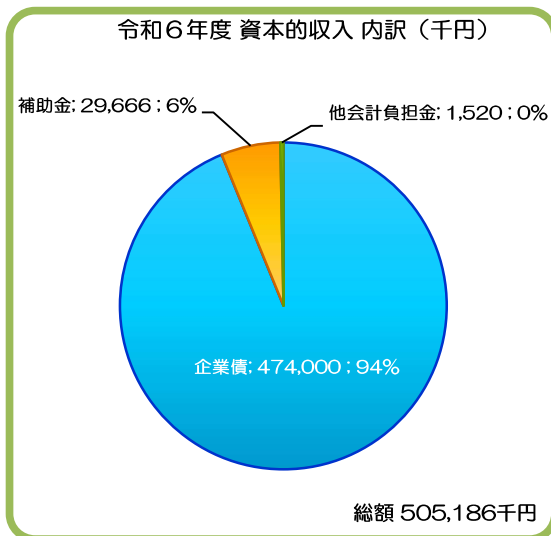
(2) 資本的収支



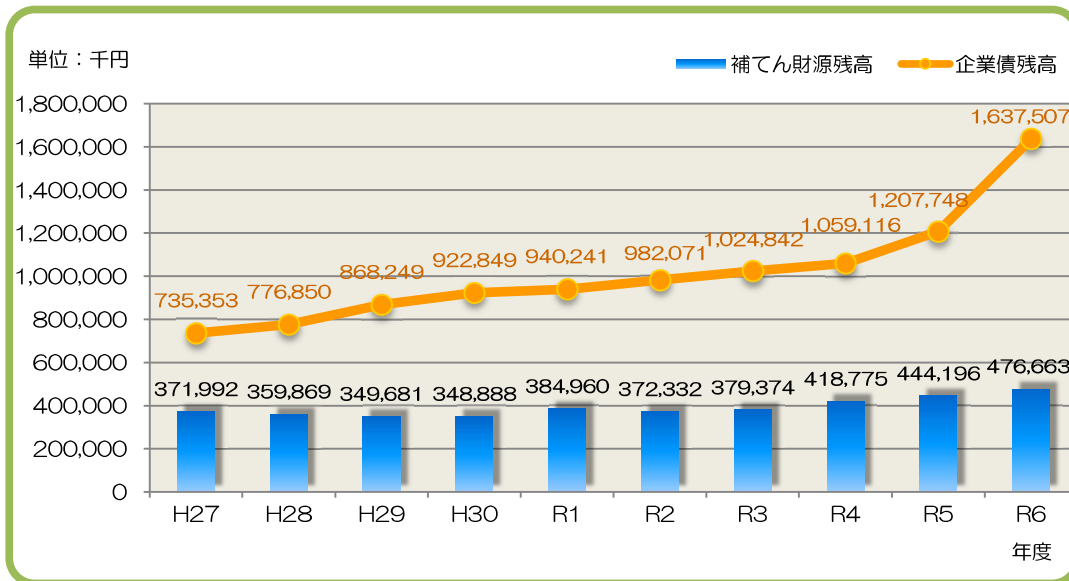
資本的収支の推移を見ると、各年度とも支出が収入を上回る構造が続いており、慢性的に不足額が生じています。なお、資本的収入は、主に企業債や補助金など限られた財源で構成されており、通常は支出が収入を上回って不足が生じます。その不足分は、基本的に収益的収支の中で蓄えた資金で補っています。特に直近2年間は大規模事業により収入・支出ともに突出して増加し、不足額も大きく拡大しましたが、その他の年度でも概ね年間8千万円前後の不足が生じており、安定的な財源確保が課題となっています。

令和6年度の内訳をみると、企業債が94%を占めており、財源の大部分を企業債に依存する一方で、補助金は6%にとどまっている状況です。支出では建設改良費が93%を占めており、老朽化した施設・管路の更新需要が大きいことが分かります。加えて企業債償還金は過去10年間で約2倍に増加しており、将来的な財政負担の増大が見込まれます。

今後は、老朽化の進行や更新需要の増大を踏まえ、持続可能な財政基盤の確立に向けて、事業費の精査や適切な財源活用を進めていく必要があります。



(3) 補てん財源残高と企業債残高



補てん財源残高は概ね横ばいで推移していますが、建設改良積立金や減債積立金の積立を計画的に行ってきたことにより、近年はやや増加傾向にあります。今後も引き続きこれらの積立を着実に実施することで、事業費の増加に伴う支出に備え、計画的な資金運用を図ることが重要です。

一方、企業債残高は事業費の増加に伴って借入額が拡大しており、特に令和5年度以降は大規模事業により残高が増加している状況であり、今後は企業債償還金増加による負担が増していく見込みです。

このことから、必要な更新投資を計画的に実施しつつ、補てん財源の適切な活用と企業債発行の抑制を両立させることが求められます。そのためにも、より一層の経営基盤の強化と、持続可能な財政運営の確立が重要となります。

3. 水道施設

本町水道施設の概要を以下に示します。

(1) 施設

【配水池の概要】

名称	材質	容量(m ³)	築造年数	経過年数
山中配水池	PC造 2池	3,100	1976年 2024年(改修)	49年
薬師配水池	SUS造 2池	1,500	2009年	16年
山之上配水池	RC造 2池	210	2006年(改修)	19年

本町には山中、薬師および山之上に3つの配水池が整備されており、それぞれが給水区域に応じて役割を分担しています。特に山中配水池は最も容量の大きな配水池であり、その重要性から令和6年度に長寿命化（防水）工事が完了したところです。薬師配水池および山之上配水池は建築または改修が比較的新しいものの、いずれも町内の安定給水を支える施設であることから、引続き計画的な更新または施設効率による統廃合検討などが求められます。

配水池



【 山中配水池 】



【 薬師配水池 】



【 山之上配水池 】

【加圧ポンプ場の概要】

名称	施設能力	築造年数	経過年数
山中加圧ポンプ場	1,420m ³ /日 H=35m	2000年	25年
小口加圧ポンプ場	配水 2,216m ³ /日 H=35m 送水 1,435m ³ /日 H=71m	2009年	16年

加圧ポンプ場は、地形による高低差を補い一定の水圧を確保するための設備です。本町では山中および小口の2箇所に設置されており、更新周期を見据えた維持管理や設備更新の検討が必要になります。

加 圧 ポ ン プ 場



【 山中加圧ポンプ場 】



【 小口加圧ポンプ場 】

(2) 管路

【管種別延長】

令和6年度末時点

管種	耐震区分	延長(m)	割合(%)
ダクタイル鋳鉄管（耐震継手）	耐震	9,149	6.51
ダクタイル鋳鉄管（一般接手）	非耐震	22,776	16.20
ステンレス鋼管	耐震	133	0.09
鋼管	耐震	1,463	1.04
塩化ビニル管	非耐震	100,141	71.21
ポリエチレン管（熱融着継手）	耐震	5,019	3.57
ポリエチレン管（金属継手）	非耐震	983	0.70
石綿管	非耐震	962	0.68
計		140,626	100.00

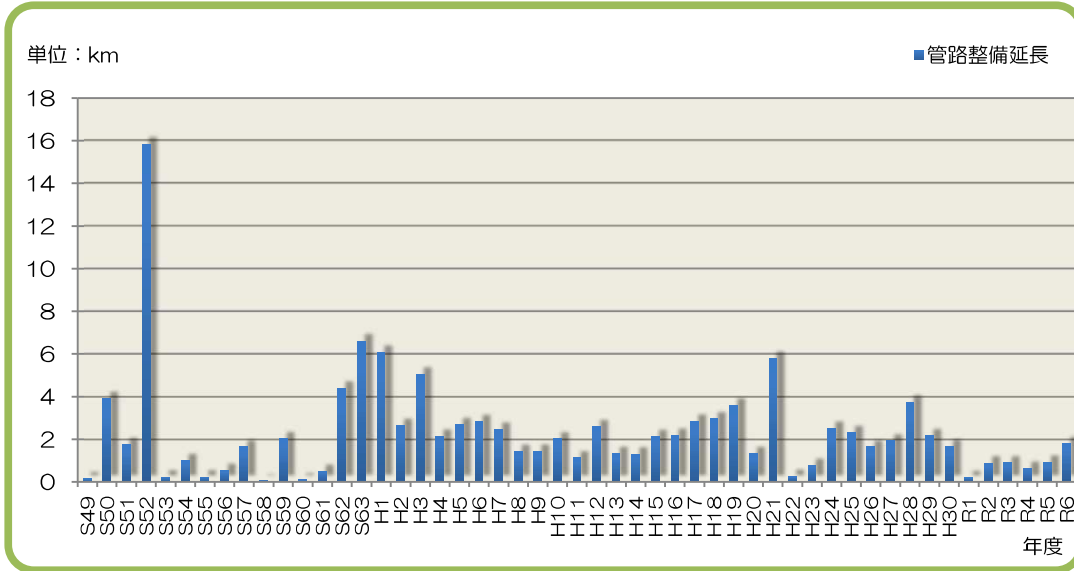
本町の管路総延長は約140kmで、材質は塩化ビニル管が約7割を占めています。塩化ビニル管は施工性に優れる一方、長期使用による劣化が進みやすいため、布設年代や漏水事故などを踏まえた計画的な更新が必要です。

また、ダクタイル鋳鉄管など耐震性の高い管種も一部で整備されており、災害時のリスク低減に寄与しています。

今後も、材質や経年状況を考慮し、優先度の高い路線から更新を進めていきます。

年度別における管路整備延長（布設年度が不明な管路を除く。）を以下に示します。

【年度別管路整備延長】

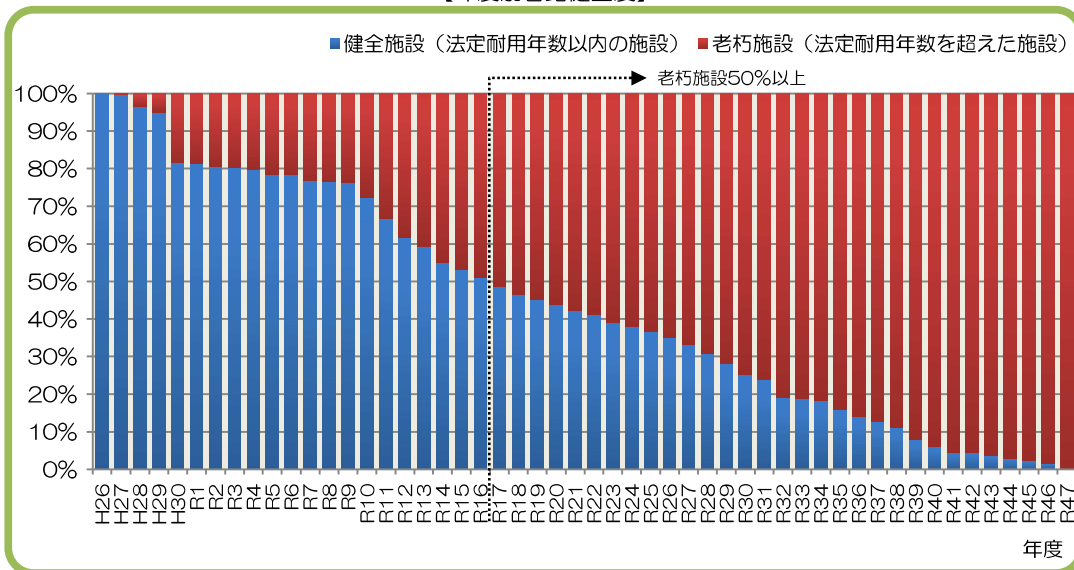


管路の法定耐用年数40年と設定した場合の、年度別における管路健全度を以下に示します。

本町の管路施設のうち古いものは、法定耐用年数である40年を平成27年度時点で既に超過しており、更新需要が顕在化している状況です。

このような状況のもと、現時点（令和6年度末）においても老朽化が進行しており、令和7年度には管路全体の20%以上が法定耐用年数を超過する見込みです。今後更新などの対策を講じなかった場合、令和17年度には管路の約50%が法定耐用年数を超過する見込みとなっており、計画的な更新の必要性が一層高まっています。

【年度別管路健全度】



4. 水質管理

本町の水道水が、水質基準（平成15年5月30日 厚生労働省第101号）に適合し、安全であることを証明するために、水質検査計画を策定し、定期的に水質検査を実施しています。

採水場所は、浄水全項目検査、浄水必要項目検査および浄水毎月検査については橋本地先竜王町学校給食センターで、浄水毎日検査については松陽台地先および美松台地先で採水しています。

また、本町の水道水は全量を滋賀県企業庁より受水しているため、原水の水質検査については「水道用水供給事業から受水する水道事業の原水検査の特例」に基づき実施していません。

なお、滋賀県企業庁においても水質検査計画が策定、実施され、その結果は企業庁ホームページにて公表されています。本町においても同様に、検査結果をホームページで公表しています。

水質検査は、法令に基づくものに加え、過去の検査結果や地域の状況を踏まえ、次のような体系で実施しています。

<基準項目>

①浄水全項目検査

次頁の表3. 1における全51項目について年1回検査を行います。

②浄水必要項目検査

法定および過去の検査結果を踏まえ表3. 1の項目6・8・10・21～31・33の計15項目について年4回検査を行います。

③浄水毎月検査

表3. 1の項目1・2・38・46～51の計9項目について毎月検査を行います。
また、カビ臭物質であるジェオスミン（同項目42）および2-メチルイソボルネオール（同項目43）については、藻類の発生する暖かい時期に年5回検査を行います。

④浄水毎日検査

表3. 2のとおり、色・濁りおよび残留塩素について毎日検査を行います。

⑤その他検査

表3. 3のとおり、PFOS・PFOAについて、確認のため年1回検査を行います。
なお、水道法施行規則の改正により、令和8年度よりPFOS・PFOAが水道水質基準の検査項目に追加され、検査回数についてはおおむね3か月に1回を基本とする指針が示されました。水道用水供給事業より全量受水を行っている水道事業（本町）においては、条件により検査を省略することができることとなっていますが、安全管理のため引き続き毎年1回検査を実施します。

<検査項目と検査頻度>

表3. 1 検査項目（水道水質基準）

令和7年3月現在

項目	名称	基準値	単位	浄水検査		浄水検査回数説明		
				全項目	必要項目 毎月			
1	一般細菌	100	個/mL	年1回	年11回	法基準回数年12回実施		
2	大腸菌	検出されないこと	-			安全確認のため年1回実施		
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/L			年3回	過去の検査結果から法基準回数年4回実施	
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/L			-	安全確認のため年1回実施	
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/L			-	安全確認のため年1回実施	
6	鉛およびその化合物	0.01	mg/L			年3回	過去の検査結果から法基準回数年4回実施	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L			-	安全確認のため年1回実施	
8	六価クロム化合物	0.02	mg/L			年3回	過去の検査結果から法基準回数年4回実施	
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/L			-	安全確認のため年1回実施	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L			年3回	法基準回数年4回実施	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L			年1回	年3回	法基準回数年4回実施
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/L					
13	ホウ素及びその化合物	1	mg/L					
14	四塩化炭素	0.002	mg/L					
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L					
17	ジクロロロメタン	0.02	mg/L					
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L					
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/L					
20	ベンゼン	0.01	mg/L					
21	塩素酸	0.6	mg/L					
22	クロロ酢酸	0.02	mg/L					
23	クロロホルム	0.06	mg/L					
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/L					
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/L					
26	臭素酸	0.01	mg/L					
27	総トリハロメタン	0.1	mg/L					
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/L					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/L					
30	ブロモホルム	0.09	mg/L					
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L					
32	亜鉛及びその化合物	1	mg/L			-	安全確認のため年1回実施	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L			年3回	過去の検査結果から法基準回数年4回実施	
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/L			年1回	年11回	法基準回数年12回実施
35	銅及びその化合物	1	mg/L					
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/L					
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/L					
38	塩化物イオン	200	mg/L					
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300	mg/L			-	-	確認のため年1回実施
40	発残留物	500	mg/L			-	-	安全確認のため年1回実施
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L			-	年5回	藻類の発生する暖かい時期に実施
42	ジエオスミン	0.00001	mg/L			-	-	安全確認のため年1回実施
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/L			-	-	安全確認のため年1回実施
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/L			-	-	安全確認のため年1回実施
45	フェノール類	0.005	mg/L			-	-	安全確認のため年1回実施
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3	mg/L			年11回	年11回	法基準回数年12回実施
47	H値	5.8以上6.6以下	-					
48	味	異常でないこと	-					
49	臭	異常でないこと	-					
50	色度	5	度					
51	濁度	2	度					

表3. 2 毎日検査項目と検査頻度

検査項目	評価	検査頻度
色および濁り	異常なし	365回/年
消毒の残留効果 (遊離残留塩素濃度)	0.1mg/L以上	365回/年

表3. 3 その他検査項目と検査頻度

検査項目	暫定目標値	検査頻度
PFOSおよびPFOA	0.00005mg/L以下	1回/年

5. 事業の現状分析・評価

業務指標（P I）は、水道事業の運営管理に関するデータから算出される現状把握と評価のための数値であり、水道事業を多面的に“定量化（数値化）”することで、水道サービスの水準を可視化するものです。公益社団法人日本水道協会が平成17年に創設し、平成28年に改正した「新水道ビジョン」でも、評価項目の一部として取り上げられており、本町でも前計画において数値目標を設定した上で評価に活用してきた指標です。

今回の計画改定においても、「安全」「強靱」「持続」の3つの観点から本町水道事業の現状分析・評価を行います。本町以外の水道事業体と比較しながら相対的な位置づけを把握するため、P Iの全国平均値や、同規模の水道事業体の平均値とも照らし合わせます。

公益社団法人水道技術研究センターが作成した「水道事業ガイドライン業務指標（令和4年度版）」では、全国の統計値が示されており、本町ではこの統計値を基準に、業務指標の値を全国平均値（年度別統計値の50%値）および類似事業体平均値（給水人口1～3万人以下規模の50%値）と比較することで、現状の強み・課題を客観的に把握することとします。

- 全国平均値：年度別統計値の50%値
- 類似事業体平均値：給水人口規模別区分 1万人以上3万人以下の50%値

(1)安全（安全で良質な水）

安全面においては、信頼できる水質を需要者に供給するための水源に関わる指標が主に挙げられます。

<水質管理の徹底>

水道水の水質検査は、水質基準に適合し、安全であることを保証するために不可欠であり、水質管理の中核を成すものです。

<鉛製給水管取替の推進>

鉛製給水管は、可とう性や柔軟性に優れ、施工が容易であることから、給水管として多く使用されてきました。しかし、給水管内に水道水が長時間滞留すると、有害物質である鉛が溶出する可能性が高いため、鉛製給水管の解消が全国的な課題となっています。

安全面に関する業務指標（P I）の主な項目を以下に示します。

【水道事業ガイドラインに基づく業務指標による比較】

番号	業務指標名	竜王町 指標値					前回計画 R7目標	R4 上：全国平均 下：類似事業体	望ましい 方向
		R2	R3	R4	R5	R6			
A301	水源の水質事故件数 (件)	0	0	0	0	0	—	0 0	↓
A401	鉛製給水管率 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	0.00 0.00	↓

※番号：水道事業ガイドラインで定められている番号

※望ましい方向：↑ 高いほど良い ↓ 低いほど良い — いずれでもない

A301：類似事業体ともに「0件（基準に適合している）」を維持しています。

A401：類似事業体ともに「0%（基準に適合している）」を維持しています。

安全面における指標については、県水を100%受給している本町においては水道水質基準に適合しており、現状大きな問題はありません。稼働している自己水源を保有しておらず水質事故も発生していないことから、本町の水道水は信頼できる水質であり、安全で安心な水の供給体制が確保されているといえます。

今後も引き続き、水質検査計画に基づく継続的な検査と、必要に応じた迅速な対応を徹底することで、町民がいつでも安心して飲める「安全で良質な水」の提供を維持していきます。

(2)強靱（安定した水の供給）

水道における災害・事故としては、地震、水害などの自然災害、設備や管路の事故、水質事故などの人為的な事故があります。

特に、自然災害については、近年、東日本大震災や能登半島地震などの地震災害や集中豪雨による土砂災害が相次いでいるほか、近い将来、南海トラフ地震の発生が予測されており、災害に強い強靱な水道施設が求められています。

大規模な自然災害が発生した場合、水道施設は甚大な被害が生じる可能性が高いことから、被害を最小限に抑制できるよう、健全な資産の維持と水道施設の耐震化が急務であり、その重要性や優先度を考慮して、水道施設の更新および耐震化を計画的・効率的に進めていく必要があります。

<管路の更新・耐震化>

水道管路は、水道水の安全性・安定性のため、災害に対して強靱であるとともに、健全性を保つ必要があります。中でも、重要な管路である基幹管路は、災害などにより被害を受けると影響が大きいため、優先的に耐震管（耐震性を備えたダクタイル鋳鉄管など）に更新するなどの措置を行い、地震に強い配水システムの構築が全国的に求められています。

「法定耐用年数超過管路率」は、管路の老朽度や更新の取り組み状況を示すもので、全国的に法定耐用年数（40年）を超過する管路の延長は今後増加していくため、管路整備が順次必要となります。

「管路の耐震管率」は、地震災害に対する水道管網全体としての信頼性・安全性を表す指標と言えます。

「基幹管路の耐震適合率」は、基幹管路の耐震管率の耐震管に加え、管路の布設地盤条件などを勘案して、耐震性が評価された管種・継手を含めた指標です。

今後も継続して耐震化を進めるとともに、基幹管路や重要給水施設までの管路を優先して取り組む必要があります。

強靱面に関する業務指標（P I）の主な項目を次頁に示します。

【水道事業ガイドラインに基づく業務指標による比較】

番号	業務指標名	竜王町 指標値					前回計画 R7目標	R4 上：全国平均 下：類似事業体	望ましい 方向
		R2	R3	R4	R5	R6			
B503	法定耐用年数超過管路率 (%)	18.74	19.85	19.15	18.47	19.84	—	20.20 18.60	↓
B605	管路の耐震管率 (%)	8.68	9.05	9.45	10.04	11.21	8.00	5.50 3.40	↑
B606-2	基幹管路の耐震適合率 (%)	19.18	20.02	21.17	22.64	23.62	—	36.10 28.10	↑

B503：率は増減しながら、類似事業体平均値よりも高く、全国平均値より低い数値を示しています。

B605：類似事業体平均値および全国平均値よりも高い数値を示しており、令和6年度は前回計画の目標値を超える値となっています。

B606-2：率は増加傾向にありますが、類似事業体平均値および全国平均値よりも低い数値を示しています。

本町では全体的に管路の耐震性が向上している一方で、基幹管路の耐震適合率においては、全国平均と比べて低い数値であるため、これらの管路の耐震化を進め、地震や災害時の安全性をより一層確保していく必要があります。

これらの状況を踏まえると、本町の強靱性の確保に向けては、老朽化施設の更新・耐震化を一層加速させることが必要です。また、耐震化率や更新率を指標として継続的に状況を評価し、更新需要の平準化を図りつつ、災害時においても安定した水供給が可能となる体制整備を進めていきます。

(3) 持続（健全な事業経営）

持続面においては、安定したサービスの提供に資するための事業運営の健全性・安定性、水道を支える技術力の維持・向上に関わる指標が挙げられます。

< 施設効率の向上 >

「施設利用率」は、施設能力に対する一日平均配水量の割合を表すもので、水道施設の効率性を表す指標の一つで、施設が効率的に利用されていると数値が高くなります。経営効率の観点からは、数値が大きいほど効率的であるとされますが、施設更新および災害事故への対応の観点では、数値が小さいほど非常時への対応ができることから、一定の余裕は必要です。

「有収率」は、年間総配水量に対する有収水量の割合を示し、施設の稼働状況が収益につながっているかを判断する指標の一つです。この数値が高いことは、有効的に水道水が使用されていることを表しており、100%に近いほど良いとされています。

有収率が低い要因として、漏水が多いことやメーターの不感などが考えられ、施設効率が高くても収益につながらないこととなるため、有収率の向上対策を講じる必要があります。

「管路更新率」は、管路の延長に対する更新された管路の延長の割合を示すもので、信頼性確保のための管路更新の執行度合いを表す指標の一つです。

業務指標が毎年1%程度で推移している場合には、水道事業体における管路更新事業規模が概ね100年周期であると考えられます。また、法定耐用年数を40年と考えれば、平均年2.5%の更新が必要です。

< 健全な経営の維持 >

「営業収支比率」は、営業費用が営業収益によってどの程度賄われているかを示すもので、比率が高いほど営業利益率が良いことを表し、100%を下回ると営業損失が生じていることを意味します。

「経常収支比率」は、経常費用（営業費用＋営業外費用）が給水収益などの経常収益（営業収益＋営業外収益）によってどの程度賄われているかを示すもので、水道事業の収益性を示す指標です。この指標は100%以上であることが望ましいとされます。

「料金回収率」は、給水原価に対する供給単価の割合を示すもので、水道事業の経営状況の健全性を表す指標です。この指標が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外で賄われていることを示しており、100%を上回っていれば、給水に係る費用が料金収入で賄われていることになり、健全な経営状態にあると言えます。

「供給単価」は、給水収益を年間有収水量で除した数値であり、有収水量1m³当たりについて、どれだけの収益を得ているかを表し、高い方が経営持続性の観点からは望ましいと言えます。

「給水原価」は、有収水量1m³当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表し、低い方が水道事業体にとっても受益者にとっても望ましいと言えます。

【水道事業ガイドラインに基づく業務指標による比較】

番号	業務指標名	竜王町 指標値					前回計画 R7目標	R4 上：全国平均 下：類似事業体	望ましい 方向
		R2	R3	R4	R5	R6			
B104	施設利用率 (%)	50.75	50.17	49.33	47.78	48.37	—	59.70 59.00	↑
B112	有収率 (%)	91.40	91.90	93.60	93.80	93.50	91.90	85.20 82.00	↑
B504	管路更新率 (%)	0.58	0.46	0.44	0.65	0.42	1.26	0.41 0.34	↑
C101	営業収支比率 (%)	91.95	98.47	95.02	98.07	94.71	74.00	93.90 92.30	↑
C102	経常収支比率 (%)	110.24	113.83	111.07	113.95	104.04	—	108.50 107.40	↑
C113	料金回収率 (%)	96.18	97.65	97.99	101.05	92.15	83.00	97.60 96.50	↑
C114	供給単価 (円/m)	186.89	187.26	186.95	187.42	189.02	183.10	173.60 176.40	↑
C115	給水原価 (円/m)	191.39	185.03	190.76	185.47	205.10	219.46	177.90 182.30	↓

- B104：年々減少傾向にあり、全国平均値および類似事業体平均値よりも低い状況です。
- B112：増加傾向にあり、令和6年度時点で前回計画の目標水準を超え、全国平均値および類似事業体平均値よりも高い状況です。
- B504：増減を繰り返しながら推移し、前回計画の目標値は達成できないと予測されます。全国平均値および類似事業体平均値よりも少し高い状況です。
- C101：増減を繰り返しながら推移し、いずれも100%を下回っているものの、前回計画の目標値は達成できると予測されます。
- C102：100%を上回る水準ですが、減少傾向にあるため今後対策の必要があります。
- C113：一時的に増加し100%を上回りましたが、その後の減少により100%を下回っています。前回計画の目標値を超える水準は保っているものの、さらなる改善が必要です。
- C114：微増傾向にあり、全国平均値および類似事業体平均値よりも高い状況です。
- C115：微増傾向にあり、全国平均値および類似事業体平均値よりも高い状況ですが、前回計画の目標値を下回ると予測されます。

本町の水道事業を将来にわたり安定して運営していくためには、限られた財源の中で、健全な経営基盤を維持しながら必要な施設更新を計画的に進めることが求められます。

事業費の多くを占める老朽管更新費用が今後さらに増加する見込みである一方、人口減少の進行に伴い料金収入は大きく伸びにくい状況にあります。このような環境の中で、効率的な施設運用や適切な更新投資を組み合わせながら、持続可能な事業運営を確保していく必要があります。

本町としては、これらの指標や現状分析を踏まえつつ、効率的な施設運用の推進、適切な更新投資、経営改善の取り組みを組み合わせ、持続可能な水道事業の実現に向けて計画的に取り組んでいきます。

第4章 将来の事業環境の予測

(1) 給水人口の見通し

本町の給水人口は、平成27年度の11,901人から令和6年度の10,833人へと減少傾向で推移しています。全国的にも人口減少が見込まれることから、給水人口も同様の傾向が予測されます。

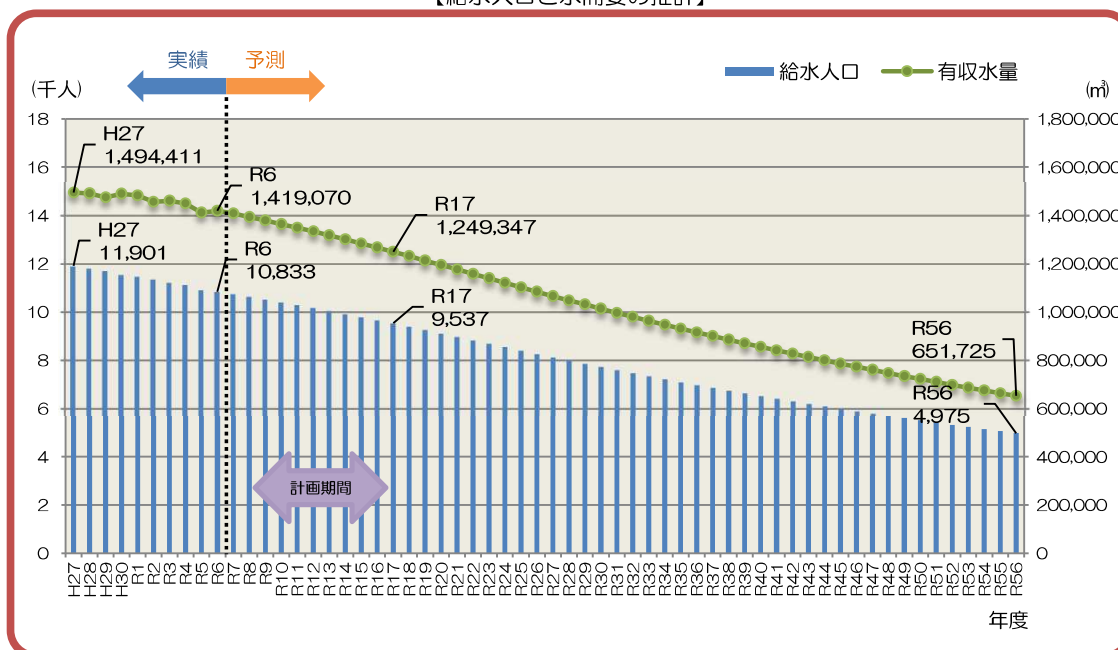
将来推計については、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の「日本の地域別将来推計人口」をもとに、給水人口の実績値との比較から算出した補正係数（0.949）を社人研推計値に乗じて算出しました。その結果、目標年度（計画期間）令和17年度における給水人口は9,537人となり、令和6年度に対して約12%減少、50年後には4,975人と約54%の減少が見込まれます。

(2) 水需要の見通し

給水収益の基となる有収水量は、平成27年度の1,494,411 m^3 から令和6年度の1,419,070 m^3 へと緩やかに減少しています。今後も人口減少や節水機器の普及、節水意識の高まりにより、減少傾向が続くことが予測されます。

将来推計については、令和6年度の実績値から算出した1人当たり年間有収水量（131 m^3 /人/年）を基準とし、将来の給水人口推計値に乗じて算出しました。その結果、目標年度（計画期間）令和17年度には1,249,347 m^3 となり、令和6年度比で約12%減少、50年後には651,725 m^3 と約54%の減少が見込まれます。これは給水人口の減少率と同じであり、人口動向が有収水量の推移に直接的に反映される結果となっています。

【給水人口と水需要の推計】



第5章 水道事業の目指すべき将来像

1. 基本理念

本町の水道は、これまで多くの町民の理解と協力に支えられ、地域の暮らしと産業を支える重要な基盤として発展してきました。

しかし今後は、人口減少や施設の老朽化進行、自然災害リスクなど、水道事業を取り巻く環境は一層厳しくなることが見込まれます。

こうした状況の中で、次代を担う子どもたちを含め、未来の竜王町に安心して受け継ぐことのできる水道を維持していくことが求められています。

この考えを踏まえ、新たな基本理念を次のとおり掲げ、その目指すべき将来像に向けて事業運営に努めます。

水道事業の目指す将来像

町民とともに、未来へつなぐ安心と信頼の水道

2. 施策目標

町民が安心して利用できる水道を次世代へ継承することができるように、国の「新水道ビジョン」で示されている「安全・強靱・持続」の3つの視点を基本に据えつつ、本町では前計画と同様に「サービス」を加え、4つの柱を施策目標として設定し、それぞれの目標に基づき、今後の取り組みを計画的に進めていきます。

◆安全で安心な水の供給

いつでもどこでも安心しておいしく飲める水道水の供給を目指します

◆強靱でしなやかな水道

自然災害や事故に強く、被災時も迅速に復旧できる、しなやかでたくましい水道を目指します

◆健全で持続可能な事業経営

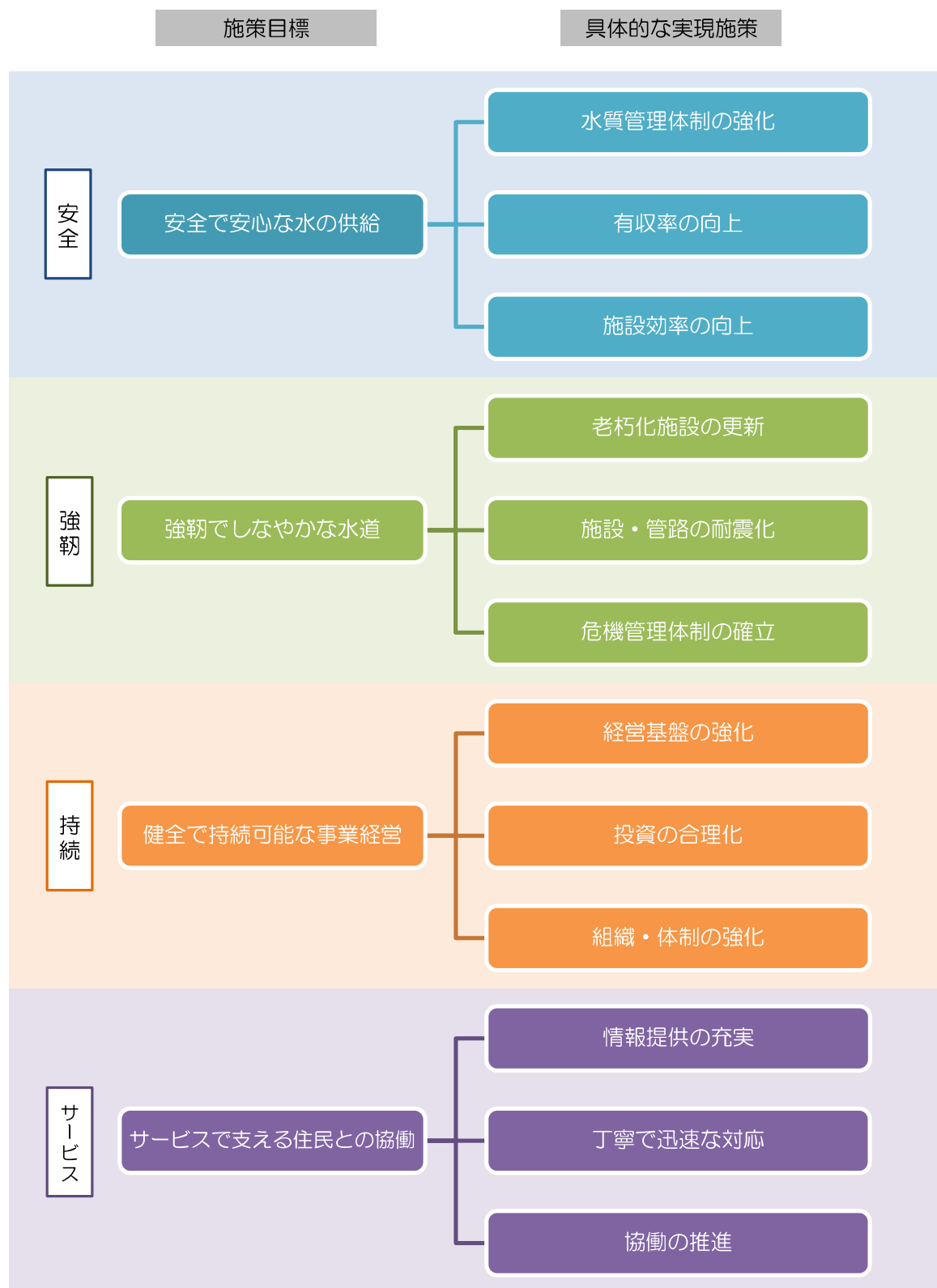
人口減少や施設の老朽化の進行など厳しい環境下でも健全な経営を維持し、安心して使い続けられる水道を目指します

◆サービスで支える住民との協働

水道に関する情報提供や丁寧な対応を通じ、町民との信頼性を高め、事業運営への理解を得ながら、持続可能な水道を目指します

3. 実現施策の体系

本町の施策目標に基づき、今後取り組むべき具体的な実現施策について、以下に体系図を示します。



第6章 将来像実現のための施策

第5章で定めた本町水道事業の目指す将来像を実現するための基本方針および施策目標を実行し、町民が安心して利用できる水道を次世代へ継承することができるように、具体的な取り組みをまとめました。

1. 安全

<安全で安心な水の供給>

水道は生活を支える最も基本的なライフラインであり、その信頼性は「安全性」によって担保されます。水質検査計画を策定し、基準に則った検査を行うとともに、供給後の管路や給水設備においても品質が損なわれないよう継続的な管理を徹底しています。

また、有収率の向上や施設の効率的な運用にも努めることで、安定的な水の供給体制を維持します。

こうした取組により、町民がいつでも安心しておいしく水を利用できる環境を確保し、安全性と品質を両立させた信頼される水道を将来にわたり提供し続けることを目指します。

【施策目標】

- 水質管理体制の強化
- 有収率の向上
- 施設効率の向上

水質管理体制の強化

①水質管理体制の強化

本町では、安全でおいしい水をお届けするため、水質検査計画に基づき適切な検査を実施し、その結果をホームページで公表しています。さらに、水道施設の適正な維持管理やリスク管理を通じて清浄な水質を維持するとともに、検査技術の向上や基準改正への対応、検査項目の見直しなどを重ね、水質管理体制の充実を図っています。

今後も、こうした取り組みを継続することで、将来にわたって安全で信頼できる水道水の確保を目指します。

②監視体制の強化

湖南用水や本町では、残留塩素をはじめとした水質を自動計器で常に監視しており、万一異常があった場合にもすぐに対応できる仕組みを備えています。

有収率の向上

令和6年度の有収率は93.5%であり、料金収入に結び付かない配水量が1日あたり約272m³となっています。これにより、湖南用水の受水料金にも影響を及ぼしています。

有収率の向上は、こうした無駄な受水量を削減し、施設の運転経費や受水料金の抑制につながる重要な取り組みです。

そのため、主要要因である漏水の早期発見・改善に向けて、継続的な漏水調査の実施や老朽化した管路の計画的な更新を進め、効率的で安定した配水運営を実現していきます。

●管路布設替工事の状況



事業名 湖南配水局配水工事
 工種 配水管工事
 期 計画
 既設保護コンクリート
 はつり状況
 (株) 元田建設工業

施設効率の向上

現在の水道施設は、人口増加を見込んで整備された時期のものが多く、人口減少が進む現在では、施設規模が過大となっている可能性があります。

今後は、将来の水需要の変化を見据え、施設更新の際にはダウンサイジング（規模の適正化）や統合を進めることで、効率的かつ安定的な水の供給体制を維持していきます。

【「安全」における業務指標の目標値】

番号	業務指標名	R6実績値	今回計画 R17目標値	望ましい 方向
A301	水源の水質事故件数 (件)	0	0	↓
B104	施設利用率 (%)	48.37	48.37	↑
B112	有収率 (%)	93.50	93.50	↑

2. 強靱

<強靱でしなやかな水道>

地震や豪雨などの自然災害時においても水道は人々の命と生活を守る不可欠な基盤であり、被災を最小限に抑え、断水や減水を防ぐことが求められます。

そのため、施設の耐震化や計画的な更新、バックアップ体制や広域連携の構築を進めることで、被災時であっても迅速に復旧できる強くしなやかな水道を構築していきます。

平常時には事故率の低減や施設健全度の維持に努め、非常時には確実に生活用水を確保できる体制を整え、安定給水を継続できる強靱な水道を目指します。

【施策目標】

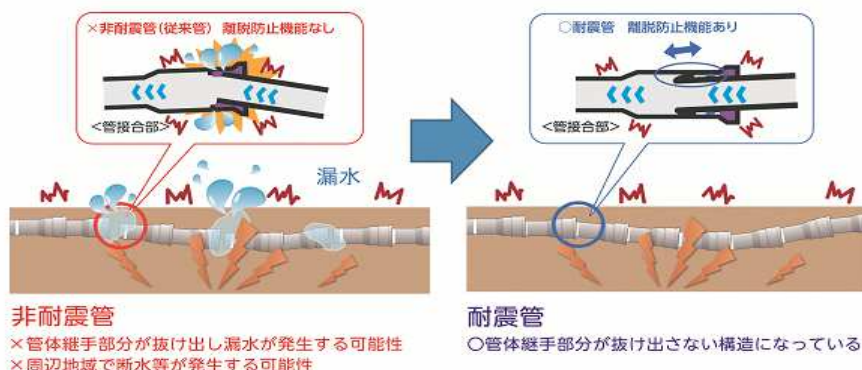
- 老朽化施設の更新
- 施設、管路の耐震化
- 危機管理体制の確立

老朽化施設の更新

現在、町内には約140kmに及び管路が布設されており、これらを適切に維持・更新し続けることが、今後の安定供給を支える鍵となります。老朽化による漏水や破損を未然に防ぐため、耐用年数を迎えた管路を計画的に更新するとともに、耐震管への布設替えを進めることで、安全性と信頼性の高い配水体制を構築します。

また、更新にあたっては、道路改良など他事業との連携を図ることで効率的な整備を進め、将来の更新費用の平準化や財政負担の軽減にも取り組みます。こうした取り組みを通じて、限られた資源を有効に活用しながら、長期的に安定した水道サービスを提供できる体制の確立を目指します。

●耐震管・非耐震管の地震時のイメージ



施設・管路の耐震化

本町の水道施設では、地震発生時にも安定した給水を確保できるよう、施設および管路の耐震化を計画的に進めています。主要配水池である山中配水池および薬師配水池については、既に耐震構造への改修を完了しており、緊急遮断弁や遮水システムも備えることで、災害時における水の確保体制を強化しています。一方、山之上配水池は従たる位置付けであり、重要度やコスト面を考慮して現時点では耐震化の対象外としています。

また、下水道整備に合わせて進めてきた管路更新により、これまで耐震性の向上を図ってきましたが、下水道の布設完了後は「老朽管更新計画」および「上水道管更新計画」に基づき、水道事業として独自に耐震化を推進しています。特に、基幹施設に接続する管路や、破損時に重大な二次災害の恐れがある管路などを「基幹管路」として位置付け、優先的に耐震管への布設替えを進めています。

さらに、その他の配水幹線管についても、重要度や老朽度、漏水発生頻度などを考慮し、順次耐震性の高い管材へ更新することで、全体的な耐震化率の向上を図ります。今後も、災害に強く、復旧力の高い給水体制を確立するため、計画的かつ着実に耐震化に取り組んでいきます。

●耐震性能（令和6年度末時点）

基幹管路の延長（m）	耐震管の延長（m）	耐震化率（%）
51,363	12,130	23.6

危機管理体制の確立

本町の水道事業では、地震などの自然災害をはじめ、水質事故や濁水などの不測の事態に備え、迅速かつ的確に対応できる危機管理体制の構築に取り組んでいます。災害時の対応手順や復旧体制を明確にするため、危機管理マニュアルを整備するとともに、必要に応じて内容の見直しや更新を行い、より実践的な体制づくりを進めます。あわせて、水道事故が発生した際、防災所管課とも連携しながら庁内全体として対応できるような体制づくりも取り組みます。

また、災害時の給水確保に向けて、令和5年度には新たに給水車および給水タンクを配備し、断水時における給水手段の確保を図りました。加えて、受水先である滋賀県企業庁や近隣水道事業体との連携体制を構築し、緊急時における相互支援や資材の共同活用を検討します。さらに、施設や管路の台帳整備、防災行政無線を活用した情報伝達体制の強化など、平常時からの備えにも継続的に取り組みます。

今後も、災害や事故などの非常時においても町民の生活を守ることができるよう、ハードとソフトの両面から危機管理体制の充実を図り、安心して利用できる水道の実現に取り組んでいきます。

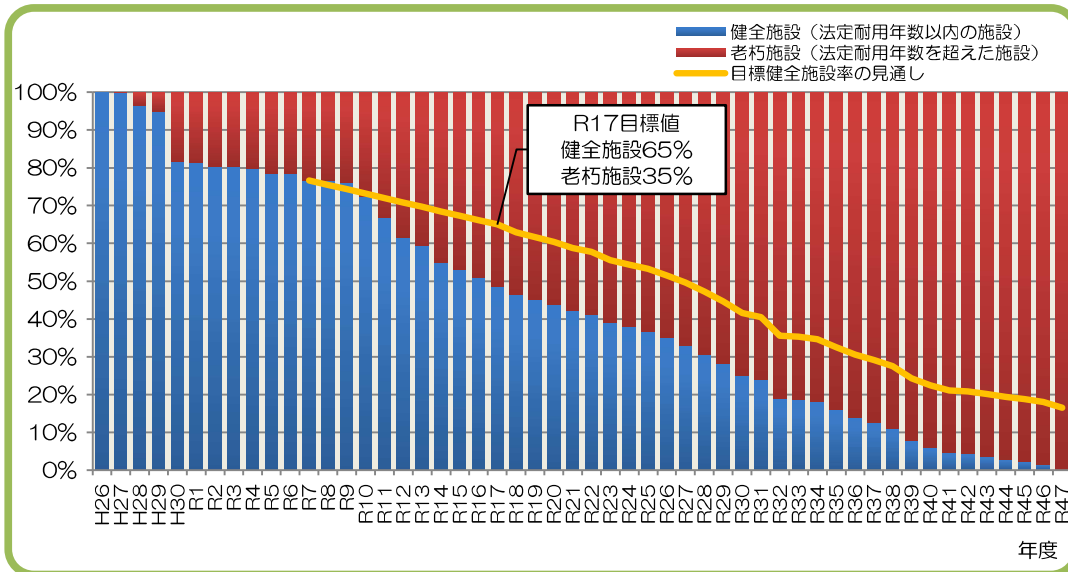
【「強靱」における業務指標の目標値】

番号	業務指標名	R6実績値	今回計画 R17目標値	望ましい 方向
B503	法定耐用年数超過管路率 (%)	19.84	35.00	↓
B504	管路更新率 (%)	0.42	0.70	↑
B605	管路の耐震管率 (%)	11.21	16.50	↑
B606-2	基幹管路の耐震適合率 (%)	23.62	34.00	↑

●給水車および給水タンク



【年度別管路健全度】



3. 持続

<健全で持続可能な事業経営>

人口減少や節水傾向の進行により、将来的には給水収益の減少が避けられない中で、水道事業は健全な経営基盤を確保し、安定的に水を供給し続けることが求められます。そのため、経営の効率化や料金水準の見直し、人材育成と技術継承を進め、事業を持続可能な形で次世代へ引き継ぐことが重要です。

また、老朽化施設の計画的な更新と併せて、広域連携や官民協働を活用し、最適な事業形態を構築することで、将来にわたり町民から信頼される水道を実現していきます。

【施策目標】

- 経営基盤の強化
- 投資の合理化
- 組織、体制の強化

経営基盤の強化

水道事業を将来にわたって安定的に運営していくためには、財政の健全性を確保しつつ、計画的に施設更新や維持管理を進めていくことが重要です。本町では、これまで適切な料金設定の検討や経費削減などの経営努力により、安定した事業運営を維持してきましたが、人口減少や施設の老朽化が進行するなか、収入の減少と更新費用の増大という二重の課題に直面しています。

こうした状況を踏まえ、将来の収支見通しをもとにした中長期的な財政計画を策定し、料金水準の適正化についても検討を行ったうえで、健全な事業運営に努めます。また、経営指標や財務状況の分析を継続的に行い、効率的な事業運営体制の確立を図ります。

また、本町では未収金削減に向け、関係部署や包括業務委託事業者と連携しながら、文書や訪問等による納付の督促を継続的に実施しており、一定の改善効果が見られています。今後も、料金負担の公平性を確保する観点から、未収金対策を重要な取組みの一つとして位置付け、収入の確保と事業運営の安定化を図っていきます。

これらの取り組みを通じて、限られた財源の中でも、必要な更新投資を計画的に行い、安全で安心な水を安定的に供給できる強固な経営体制の構築に努めます。

投資の合理化

限られた財源の中で将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給していくためには、投資の重点化と効率化を図ることが不可欠です。老朽化した施設や管路の更新・耐震化については、国の交付金や補助制度の活用を図りながら、費用対効果を踏まえた計画的な投資を行います。

また、人口減少や需要の変化を見据え、過剰となっている施設のダウンサイジングや統合、さらには管路ルート最適化などを検討し、将来的な維持管理費の縮減を目指します。

これらの取り組みを通じて、長期的な視点に立った効率的かつ持続可能な施設整備を進め、限られた資源を最大限に活用できる投資の仕組みづくりに取り組んでいきます。

組織・体制の強化

①技術の継承と人材育成

水道事業の運営には、高度な専門知識と現場経験が求められます。熟練職員の退職などに伴って技術力が低下することから、今後は組織として持続的に技術力を維持・向上できる体制づくりが必要となります。

本町では、日常業務を通じたOJT（実務訓練）の充実や内部研修の実施に加え、日本水道協会などが実施する外部研修への積極的な参加を推進し、水道技術・管理技能の習得を図ります。

また、維持管理に関するマニュアル化や、退職職員などの知見を活用した技術指導を行うことで、次世代への技術伝承を確実なものとし、こうした人材育成の取り組みを通じて、効率的かつ安定した経営を支える組織体制の強化を進め、安全で信頼される水道事業の運営を継続していきます。

②官民連携・広域化の検討

本町では、平成26年度より上下水道料金徴収業務などを含む包括的外部委託を実施し、民間のノウハウや柔軟な運営力を活かした事業運営に取り組んできました。今後も、事業運営の効率化やサービス向上の観点から、業務の特性を踏まえた民間活力の活用について、引き続き検討を進めていきます。

また、県が掲げる「滋賀県水道広域化推進プラン」の方針に沿い、近隣市町や県との連携のあり方についても研究・検討を重ねていきます。特に、人的支援体制の確保や事務・技術面での共同研修、資材の共同利用など、将来的な広域連携の可能性を視野に入れつつ、持続可能な運営体制の構築に向けた方向性を探っていきます。

こうした取り組みを通じて、人口減少や職員の世代交代といった課題にも対応できる、効率的かつ持続可能な水道事業運営体制の構築を目指します。

③DX推進の取り組み・AI技術の活用

本町では、水道管路情報システムを導入し、日常の維持管理に活用しているほか、工事の影響や漏水事故などが発生した際に、断水区域を把握できるよう情報管理を行っています。また、各管路の情報を入力することで、管種、管径、竣工年度などの情報を一元的に管理し、今後の更新計画に役立てるなど、情報管理の高度化を図っています。

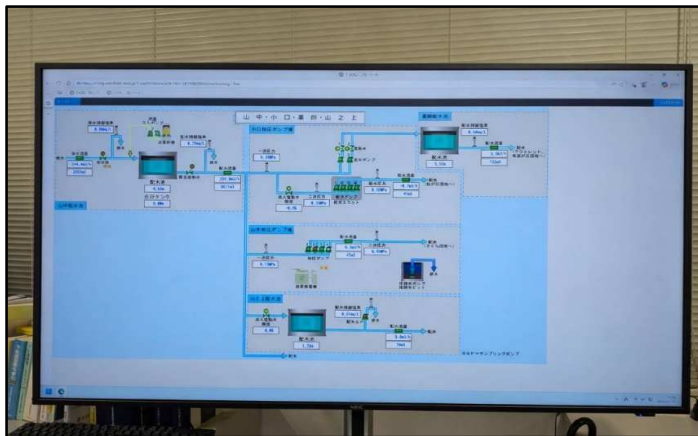
さらに、DX技術を活用した取り組みとして、衛星画像を用いて水道管からの漏水を効率的・高精度に検知する調査手法があり、本町においても令和8年度から活用する予定です。

今後も引き続き、人手不足などの課題に対応するため、業務の効率化につながるさまざまな技術について情報収集に努め、積極的な導入・活用を図っていきます。

【「持続」における業務指標の目標値】

番号	業務指標名	R6実績値	今回計画 R17目標値	望ましい 方向
C101	営業収支比率 (%)	91.95	90以上	↑
C102	経常収支比率 (%)	104.04	100以上	↑
C113	料金回収率 (%)	92.15	100以上	↑

●中央監視装置



4. サービス

<サービスで支える住民との協働>

水道事業を将来にわたって持続させていくためには、住民との信頼関係を築き、事業運営への理解と協力を得ることが欠かせません。

水道は、日常の生活を支える基盤であるとともに、老朽化対策や料金制度の見直し、災害時の対応など、住民生活に密接に関わる多様な課題を抱えています。

こうした課題に対し、行政からのわかりやすく丁寧な情報提供、利用者一人ひとりに寄り添った迅速な対応、そして地域とともに課題を解決していくことが必要です。

そのため本町では、住民と行政が同じ方向を向きながら、水道の未来をともに支える取り組みを進めていきます。

【施策目標】

- 情報提供の充実
- 丁寧で迅速な対応
- 協働の推進

情報提供の充実

水道事業の現状や水質情報、工事情報、料金制度など、住民の関心が高い情報を分かりやすく発信できるよう、広報紙やホームページ、しるみる竜王など多様な媒体を活用します。

断水や工事の予定など、生活に影響のある情報については、事前案内や進捗状況の共有を丁寧に行い、住民が不安なく水道を利用できる環境を整えます。

また、検査結果や経営状況などの透明性を高める情報公開にも取り組み、事業への理解促進を図ります。

丁寧で迅速な対応

漏水や断水、水質、料金に関する相談など、住民の方から寄せられる声にこれまで以上に丁寧かつ早く対応できるよう体制の見直しを進めます。

竜王町上下水道料金お客様センターとも協力し高齢者や子育て世帯など、どなたでも相談しやすい窓口づくりを心がけるとともに、緊急時には状況を早く把握し、必要な情報をできるだけ早くお伝えできるよう努めます。

また、各種申請や手続きについても、住民の利便性向上の観点から、申請方法の簡素化や、インターネットを活用した申請手続きの導入について検討を進め、時間や場所にとらわれず利用できる環境づくりを目指します。

このような取り組みを通して、身近で利用しやすい水道サービスを目指します。

協働の推進

水道施設の更新や災害対策など、町民生活に関わる取り組みを進めるにあたり、地域の意見をできる限り伺いながら進めていくことを大切にします。

自治会などとも連携し、漏水の早期発見や節水の呼びかけなど、日頃の維持管理にも協力いただけるような仕組みづくりを進めます。

また、必要に応じて説明会や意見交換の場を設け、事業内容を理解していただける機会を増やしていきます。

こうした取り組みを通して、安心して利用できる水道を地域とともにつくっていきます。

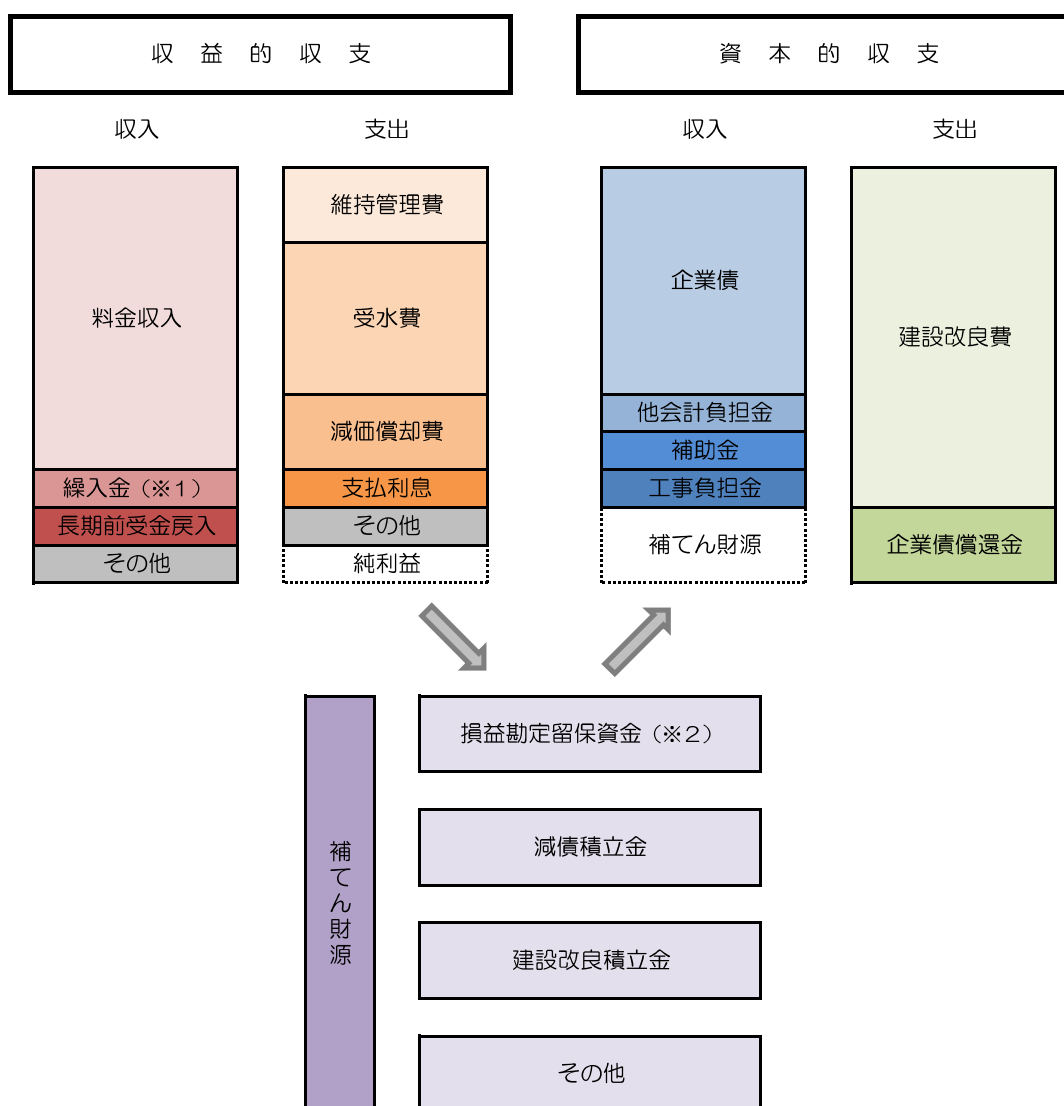
【「サービス」における目標値】

項目	R1	R7	今回計画 R17目標値
「上下水道の整備」の満足度 (%)	61.7	64.1	65.0以上

第7章 投資・財政計画

1. 投資・財政計画について

投資・財政計画では、経営方針に基づく施策を反映させ、投資に関する試算とともに、それ以外の経費も考慮しながら、収益的収支と資本的収支の将来の見込みを算出します。



※1…他会計負担金・町補助金

※2…減価償却費＋資産減耗費－（長期前受金戻入＋除却分長期前受金収益）

2. 投資・財政計画の設定条件

投資・財政計画における推計の設定条件は以下のとおりです。

(1) 収益的収支

項目		設定条件
営業収益	料金収入	・人口の予測による水量の減少を考慮して推計
	受託工事収益	・令和6年度実績値を基に推計
	その他	・令和6年度実績値を基に推計
営業外収益	補助金	・基準内繰入金は、令和6年度実績値を基に推計 ・基準外繰入金は、過年度の実績値を考慮し一定量を計上
	長期前受金戻入	・国庫補助金などにより取得した既存資産及び投資計画に基づく新規取得資産の収益化分
	その他	・令和6年度実績値を基に推計
営業費用	職員給与費	・人口予測及び給与改定などによる上昇率を考慮して推計
	経費	・人口予測及び物価高騰による上昇率を考慮して推計
	受水費	・水量予測及び受水費単価の上昇を考慮して推計
	減価償却費	・既存資産及び投資計画に基づく新規取得見込みの資産の耐用年数に基づく減価償却費額
営業外費用	支払利息	・既存施設：既存企業債の償還額に基づき計上 ・新規施設：利率1.5%として推計
	その他	・雑支出などについて令和6年度実績値を基に推計
	特別利益	・令和6年度実績値を基に推計
	特別損失	・令和6年度実績値を基に推計

(2) 資本的収支

項目		設定条件
資本的収入	企業債	・(更新事業費－国県補助金)×80%
	他会計負担金	・計上しない
	国県補助金	・更新事業費の20%を計上
	工事負担金	・令和6年度実績値を基に推計
資本的支出	建設改良費	・令和7年度～令和8年度：基幹管路更新費一約1～2億円 ・令和9年度以降：竜王ライン更新費＋基幹管路更新費＝3億円
	企業債償還金	・既存施設：償還計画に基づき計上 ・新規施設：5年据置、25年償還として推計
	その他	・令和6年度実績値を基に推計

3. 投資計画

計画期間内における投資計画は、以下に示すとおりです。

投資額には、建設改良費として「改良事業費」と「固定資産購入費」が含まれます。

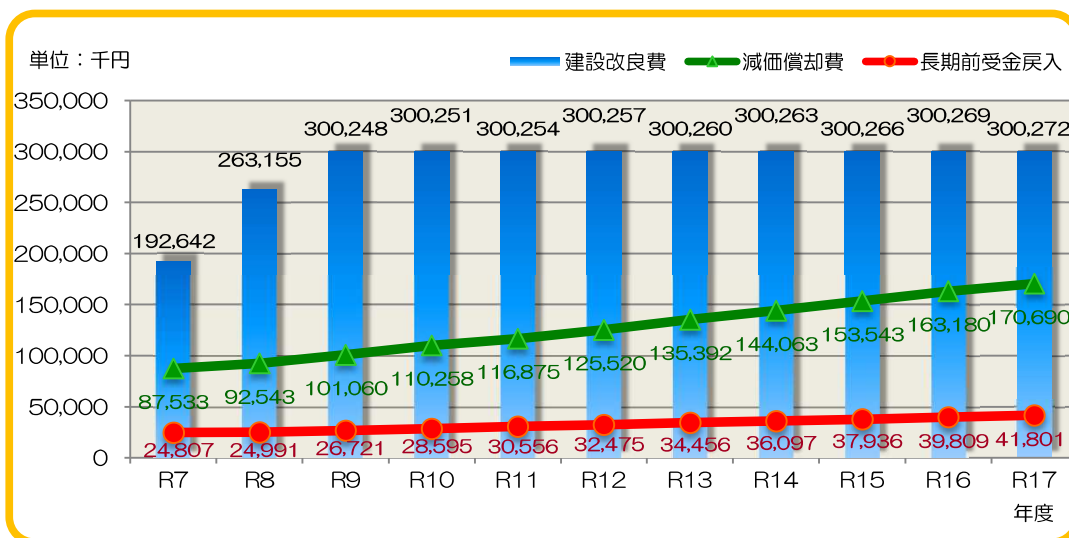
改良事業費については、令和7年度および令和8年度では、主に基幹管路更新費用として約2～2.6億円を見込み計上しています。その後、令和9年度以降は管路更新費用に加え、滋賀県企業庁と合同で実施予定の竜王ライン更新工事費を合わせ、年間で概ね3億円を見込んでいます。

一方、固定資産購入費には主に量水器などの機器類の費用が含まれており、令和6年度決算値を基準として、物価上昇分を踏まえた毎年度1.11%の増加を見込んで計上しています。

(単位：千円)

事業区分	R7	R8	R9	R10	R11	R12
建設改良費	192,642	263,155	300,248	300,251	300,254	300,257
改良事業費	192,400	262,910	300,000	300,000	300,000	300,000
固定資産購入費	242	245	248	251	254	257
減価償却費	87,533	92,543	101,060	110,258	116,875	125,520
長期前受金戻入	24,807	24,991	26,721	28,595	30,556	32,475

事業区分	R13	R14	R15	R16	R17	合計
建設改良費	300,260	300,263	300,266	300,269	300,272	3,158,137
改良事業費	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	3,155,310
固定資産購入費	260	263	266	269	272	2,827
減価償却費	135,392	144,063	153,543	163,180	170,690	1,400,657
長期前受金戻入	34,456	36,097	37,936	39,809	41,801	358,244



4. 財政計画

現行料金体系を維持した場合の計画期間内における財政計画は、以下に示すとおりです。

(単位：百万円)

		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
収益的 収支	収益的 収入	営業収益	271	266	263	261	258	255	252	249	246	242	239
		料金収入	268	263	260	258	255	252	249	246	243	239	236
		受託工事収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		営業外収益	57	57	59	60	59	59	60	62	64	66	68
		補助金	30	30	30	29	26	25	24	24	24	24	24
		長期前受金戻入	25	25	27	29	31	32	34	36	38	40	42
		その他	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	328	323	322	321	317	314	312	311	310	308	307	
	収益的 支出	営業費用	315	319	340	347	354	362	371	379	388	396	403
		職員給与費	26	26	27	27	27	27	27	28	28	28	28
		経費	63	64	65	65	66	67	68	68	69	70	71
		受水費	138	136	147	145	144	142	141	139	137	135	133
		減価償却費	88	93	101	110	117	126	135	144	154	163	171
		営業外費用	14	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38
		支払利息	14	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	329	339	362	371	380	390	401	411	422	432	441		
純利益	▲1	▲16	▲40	▲50	▲63	▲76	▲89	▲100	▲112	▲124	▲134		
資本的 収支	資本的 収入	企業債	123	168	192	192	192	192	192	192	192	192	192
		他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		国県補助金	38	53	60	60	60	60	60	60	60	60	60
		工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	161	221	252	252	252	252	252	252	252	252	252
	資本的 支出	建設改良費	193	264	301	301	301	301	301	301	301	301	301
		改良事業費	192	263	300	300	300	300	300	300	300	300	300
		固定資産購入費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		企業債償還金	47	50	53	55	56	69	71	77	84	92	99
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	240	314	354	356	357	370	372	378	385	393	400
	差引不足額	▲79	▲93	▲102	▲104	▲105	▲118	▲120	▲126	▲133	▲141	▲148	
	補てん財源		79	93	102	104	105	118	120	126	133	141	148
	損益勘定留保資金		60	68	74	76	77	90	90	93	101	108	115
建設改良積立金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他		19	25	28	28	28	28	30	33	32	33	33	
企業債残高		1,714	1,832	1,971	2,108	2,244	2,367	2,488	2,603	2,711	2,811	2,904	

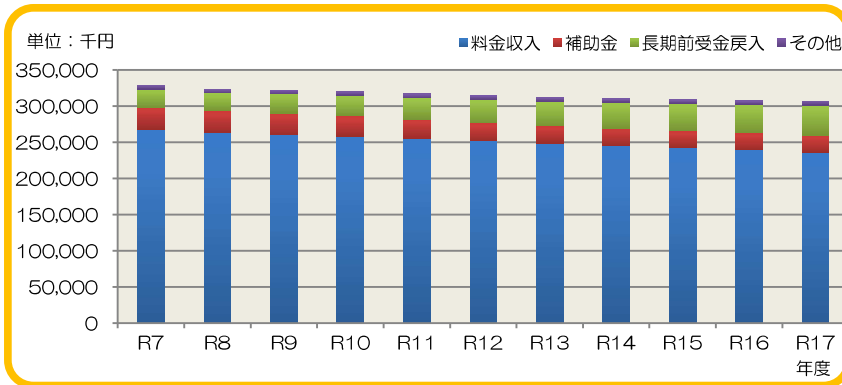
※収益的収支は消費税抜き、資本的収支は消費税込み（消費税率10%）

(1) 収益的収支

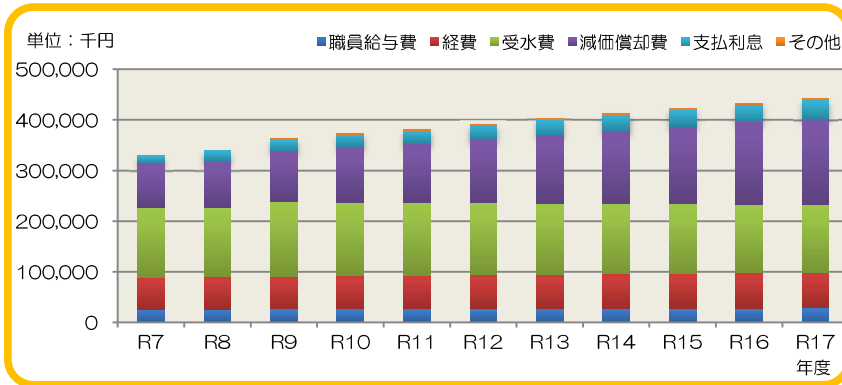
収入については、有収水量の減少に伴い、料金収入が徐々に減少し、全体の収入も減少する見込みです。全体の収入は、10年間で約2.2千万円の減少が予想されます。

支出については、令和9年度に受水費単価の引上げが見込まれその改定率を反映しています。また、期間中の投資額増加に伴い、減価償却費および企業債の支払利息は10年間でおよそ2.6倍に拡大する見込みです。これらの影響により、全体の支出は今後10年間で約1億円増加すると見込まれます。

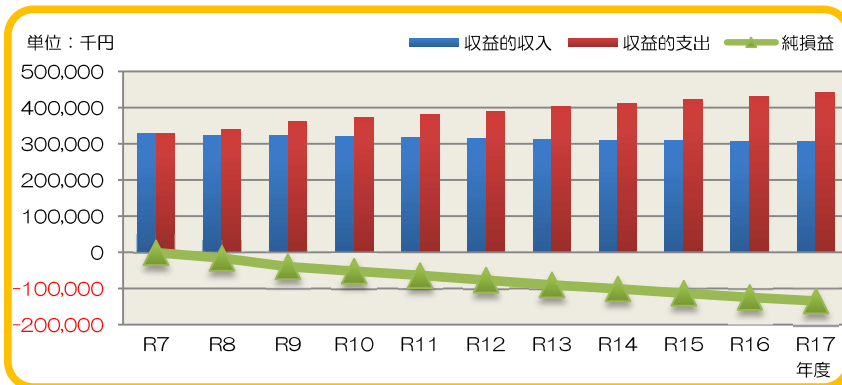
収入の減少と支出の大幅な増加により赤字経営となる見通しであり、10年後には純損失が1億円を上回ると見込まれ、今後の安定的な財源確保のため、料金水準の見直しを検討する必要があります。(シミュレーション結果 表7.1)



【収益的収入の見通し】



【収益的支出の見通し】



【収益的収支と純損益の見通し】

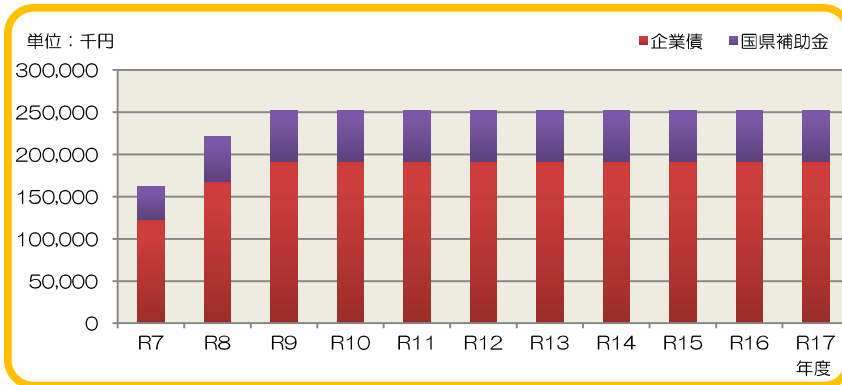
(2) 資本的収支

収入については、建設改良費の増加に伴い、企業債の借入や補助金が増加する見込みです。全体の収入は、10年間で約9千万円の増加が予想されます。

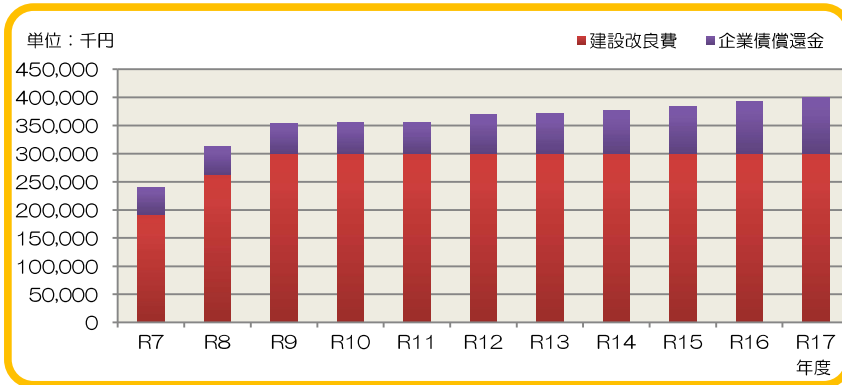
支出については、令和9年度より実施予定としている竜王ライン更新工事により、建設改良費が増加する見込みです。また、企業債の借入に伴い、企業債償還金も増加する見込みです。全体の支出は、10年間で約1.6億円の増加が見込まれます。

建設改良費の大幅な増加に伴い、企業債の借入や補助金も増加を見込んでいるため、不足額は支出額ほどの大きな変化はなく、10年後には約1.5億円になる見込みです。

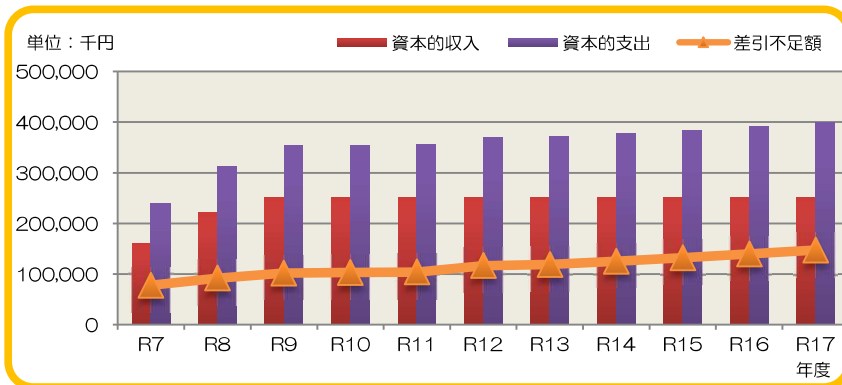
(シミュレーション結果 表7.2)



【資本的収入の見通し】



【資本的支出の見通し】



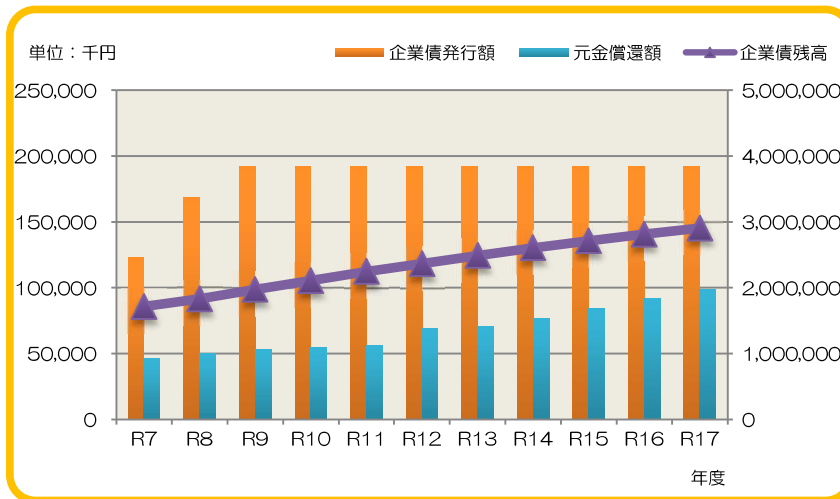
【資本的収支と差引不足額の見通し】

(3) 企業債残高

企業債発行額については、令和7年度から令和9年度にかけて約1.9億円へと増加していき、その後は横ばいで推移する見通しです。企業債残高は令和7年度の約1.7億円から令和17年度には約2.9億円まで増加する見込みです。また、元金償還額は令和7年度の約4.7千万円から令和17年度には約9.9千万円まで増加しており、特に令和12年度以降の増加が顕著となっています。

この背景には、施設の改築・更新のほかに重要管路である竜王ライン更新工事が予定されていることがあります。これらの投資に伴い企業債の発行額が増加し、償還負担も今後さらに増加する見込みです。償還計画は5年据置25年償還で計画しているため、竜王ライン更新工事に関わる償還額はまだ本格的に表れていませんが、将来的には財政負担が一層重くなることが予想されます。

こうした状況は、収益的収支にも影響を与えています。投資額と企業債発行額の増加に伴い、減価償却費と支払利息が増加しており、これが収益的収支を圧迫しています。水道事業は本来、料金収入で運営費などを賄う必要がありますが、費用の増加により収益構造が厳しくなり、料金水準の見直しが避けられない状況になりつつあります。



【 企業債残高などの推移 】

(4) 業務指標

指標名	内容	単位	現状	計画期間		望ましい方向
			R6	R12	R17	
経常収支比率	料金収入などの収益で処理費用を賄っている割合	%	104.0	80.5	69.5	100%以上
料金回収率	料金収入で回収すべき経費の料金収入回収割合	%	92.2	70.4	59.2	100%以上
給水原価	年間有収水量1m ³ あたりに係る費用	円/m ³	205.1	268.5	319.3	↓
流動比率	流動負債に対する流動資産の割合	%	852.4	528.0	329.3	100%以上
企業債残高対給水収益比率	料金収入に対する企業債残高の割合	%	610.5	939.1	1230.2	↓

表7.1 <収益の収支>

区分	年度												(単位:千円、%)
	令和6年度 (決算)	令和7年度 (本年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
1. 営業	270,746	270,876	265,774	262,977	260,179	257,381	254,608	251,414	248,220	245,026	241,832	238,639	
(1) 料 金 収 入	268,234	268,364	263,262	260,465	257,667	254,869	252,096	249,302	245,708	242,514	239,320	236,127	
(2) 受 託 工 事 収 益													
(3) そ の 他	2,512	2,512	2,512	2,512	2,512	2,512	2,512	2,512	2,512	2,512	2,512	2,512	
2. 営業外	48,249	57,384	57,566	58,965	59,854	59,344	59,815	60,348	61,989	63,828	65,701	67,693	
(1) 補助	30,216	30,277	30,277	29,946	28,911	26,490	23,584	23,594	23,594	23,594	23,594	23,594	
(2) 他 社 補 助 金	30,216	30,277	30,277	29,946	28,911	26,490	23,584	23,594	23,594	23,594	23,594	23,594	
(3) 前 受 金 戻 入	18,735	24,807	24,991	26,721	28,556	30,556	32,475	34,456	36,097	37,936	39,809	41,801	
(4) そ の 他	2,298	2,298	2,298	2,298	2,298	2,298	2,298	2,298	2,298	2,298	2,298	2,298	
(5) 業 務 費 用	319,996	328,257	323,340	321,942	320,033	316,725	314,423	311,762	310,209	308,654	307,533	306,332	
(6) 員 工 費 用	294,441	314,725	319,200	339,333	347,884	353,864	361,896	370,927	378,767	387,426	396,253	402,863	
(7) 職 給 金	25,907	26,116	26,328	26,541	26,756	26,973	27,192	27,412	27,634	27,856	28,084	28,312	
(8) 退 職 給 付 金	11,224	11,314	11,406	11,498	11,591	11,685	11,780	11,875	11,971	12,068	12,166	12,265	
(9) そ の 他	14,683	14,802	14,922	15,043	15,165	15,288	15,412	15,537	15,663	15,790	15,918	16,047	
(10) 費 用	201,493	201,076	200,329	211,732	210,870	210,016	209,194	208,123	207,070	206,025	204,989	203,961	
(11) 力	1,960	1,982	2,004	2,026	2,048	2,071	2,094	2,117	2,140	2,164	2,188	2,212	
(12) 修 繕 費	4,656	4,708	4,760	4,813	4,866	4,920	4,975	5,030	5,086	5,142	5,199	5,257	
(13) 材 料 費	641	648	655	662	670	677	685	692	700	708	715	723	
(14) そ の 他	194,236	193,738	192,910	204,231	203,286	202,348	201,430	200,284	199,144	198,011	196,887	195,769	
(15) 備 用 費	67,042	87,533	92,543	101,060	110,258	116,875	125,520	135,382	144,063	153,543	163,180	170,690	
(16) 業 務 外 費 用	13,373	14,629	20,271	22,133	24,339	26,509	28,659	30,617	32,556	34,369	36,089	37,698	
(17) 支 払 金	13,190	14,446	20,088	21,950	24,156	26,326	28,476	30,434	32,373	34,186	35,906	37,515	
(18) そ の 他	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183	
(19) 支 出	307,815	329,354	339,471	361,466	372,223	380,373	390,555	401,544	411,323	421,795	432,342	440,681	
(20) 支 出 益	12,181	12,096	16,131	39,524	52,190	63,648	76,132	89,782	101,114	112,941	124,809	134,329	
(21) 特 別 損 失	271												
(22) 特 別 損 失	271												
(23) 当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失)	12,452	1,096	16,131	39,524	52,190	63,648	76,132	89,782	101,114	112,941	124,809	134,329	
(24) 繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	24,145	23,048	6,917	32,607	84,797	148,445	224,571	314,359	415,473	528,414	653,224	787,553	
(25) 流 入	4,102,960	4,104,838	4,026,903	3,984,119	3,941,321	3,898,522	3,856,106	3,807,290	3,759,394	3,709,538	3,660,662	3,611,841	
(26) 流 出	135,166	135,231	132,660	131,251	129,841	128,431	128,424	128,415	128,415	122,205	120,596	118,987	
(27) 流 入 額	481,357	516,236	548,778	564,297	575,776	708,646	730,255	793,682	867,720	942,882	1,019,209	1,096,660	
(28) 流 出 額	46,712	50,097	53,255	55,875	55,875	68,769	70,866	77,018	84,206	91,500	98,907	106,423	
(29) 未 払 金	432,548	466,139	495,523	509,536	519,901	639,877	659,389	716,681	783,514	851,382	920,302	990,237	
(30) 未 払 金 比 率	(A)/(A-B) × 100			12	33	58	88	125	167	216	270	330	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した(L)													
営業収益一受託工事収益(A)-(B)	270,746	270,876	265,774	262,977	260,179	257,381	254,608	251,414	248,220	245,026	241,832	238,639	
健全化法施行令第6条により算定した(N)													
健全化法施行令第16条により算定した(O)													
健全化法施行令第17条により算定した(P)													
健全化法第22条により算定した(Q)													
健全化法第22条により算定した(R)													

表7.2 <資本の収支>

区分		年度												
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (本年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
資本	1. うち資本準化債	474,000	123,136	168,262	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000
	2. 他会計補助金													
	3. 他会計負担金	1,520												
	4. 他会計借入金													
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金	29,666	38,480	52,582	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金													
	9. その他													
資本の収入	計 (A)	505,186	161,616	220,844	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	505,186	161,616	220,844	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	
資本の支出	1. 建設改良費	570,161	192,642	263,155	300,248	300,251	300,254	300,257	300,260	300,263	300,266	300,269	300,272	
	2. 企業債償還金	44,241	46,712	50,097	53,255	54,761	55,875	68,769	70,866	77,018	84,206	91,500	98,907	
	3. 他会計長期借入返還金													
	4. 他会計への支出金													
	5. その他													
資本の収入不足額	計 (D)	614,402	239,354	313,252	353,503	355,012	356,129	369,026	377,126	377,281	384,472	391,769	399,179	
	(E)	109,216	77,738	92,408	101,503	103,012	104,129	117,026	119,126	125,281	132,472	139,769	147,179	
	1. 損益勘定留保資金	55,743	60,225	68,485	74,208	75,716	76,833	89,730	91,830	97,984	105,175	112,472	119,882	
	2. 利益剰余処分金	4,497												
補填財源	3. 繰越工事費													
	4. その他	48,976	17,513	23,923	27,295	27,296	27,296	27,296	27,296	27,297	27,297	27,297	27,297	
	計 (F)	109,216	77,738	92,408	101,503	103,012	104,129	117,026	119,126	125,281	132,472	139,769	147,179	
	(E)-(F) (G)													
他会計繰入金	借入金残高 (G)													
	企業債借入金残高 (H)	1,837,507	1,713,831	1,832,096	1,970,841	2,108,080	2,244,205	2,367,436	2,488,570	2,603,552	2,711,346	2,811,846	2,904,939	
O他会計繰入金														
区分		令和6年度 (決算)	令和7年度 (本年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
収益	的収支分	32,216	32,277	32,277	31,946	30,961	28,490	27,042	25,594	25,594	25,594	25,594	25,594	
	うち基準内繰入金	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	
	うち基準外繰入金	29,240	29,301	29,301	28,970	27,985	25,514	24,066	22,618	22,618	22,618	22,618	22,618	
資本的収支分	的収支分	1,520												
	うち基準内繰入金	1,520												
合計	的収支分	33,736	32,277	32,277	31,946	30,961	28,490	27,042	25,594	25,594	25,594	25,594	25,594	
	うち基準外繰入金													

5. 料金水準の適正化の検討

(1) 背景

本計画期間内では、施設の改築や更新工事に伴い投資額の増加が見込まれており、それに対応するため企業債の発行額も増える状況があります。その結果、償還負担に加えて支払利息や減価償却費も増加し、財務状況に影響が生じることが見込まれます。

一方で、使用水量の減少による料金収入の減少傾向が続いており、費用の増加と収入の減少が重なることで、将来的には資金繰りの余力が縮小していくおそれがあります。水道事業は料金収入によって運営費を賄うことが基本であるため、現行の料金水準では十分な収益を確保できない可能性があります。

こうした状況を踏まえると、将来にわたり安定した水道サービスを維持するために、料金水準の適正化について検討する必要があります。適正な料金設定により、更新投資や償還負担に対応できる体制を整え、持続可能な水道事業の運営につなげていくことが求められます。

(2) 検討の方法

本計画では、料金水準の見直し方法として、一度の料金改定により計画期間全体の黒字化を図る方法と、複数回の段階的な料金改定により計画期間全体の黒字化を図る方法の2つを整理しています。それぞれ事業運営の安定性や受益者負担への影響が異なるため、複数の観点から比較検討を行います。

また、将来の更新や修繕に備える費用を確保するため、資産維持費を考慮します。資産維持率を0.5%と1.0%の2種類で設定し、これらを組み合わせた4つのパターンで試算を行います。

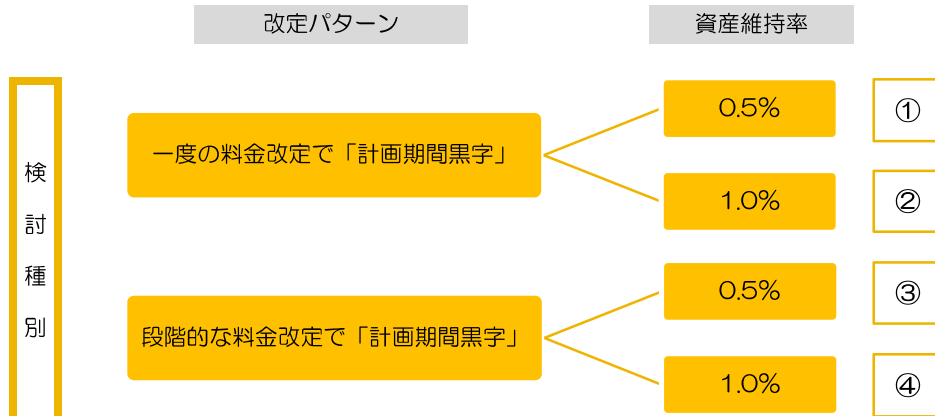
※資産維持費：将来の施設更新や修繕に備えて一定の余裕を持たせるための費用

※資産維持率：資産の償却未済額に対する割合

一度の料金改定による方法では、初期に比較的大きな改定率を設定する必要がありますが、改定回数が少ないことで将来の料金変動に対する受益者の不安を軽減できる利点があります。一方、段階的な料金改定を行う方法は、事業計画の変更や物価変動などの不確定要素に柔軟に対応しやすく、急激な料金変動による負担の偏りを避けられる点で有効です。

なおここで示す試算は、あくまで検討に資する参考値であり、具体的な料金水準や改定時期などを決定するものではありません。

今後は、国の動向、補助金の活用可能性、受水費の変動、更新費用の精査などを踏まえ、必要な財源の確保方法について慎重に検討を進める予定です。料金の見直しは町民生活に影響のある事項であるため、負担への配慮や丁寧な説明を行いながら、持続可能な経営の実現を目指します。



(3)シミュレーション結果

①②一度の料金改定で「計画期間黒字」とした場合

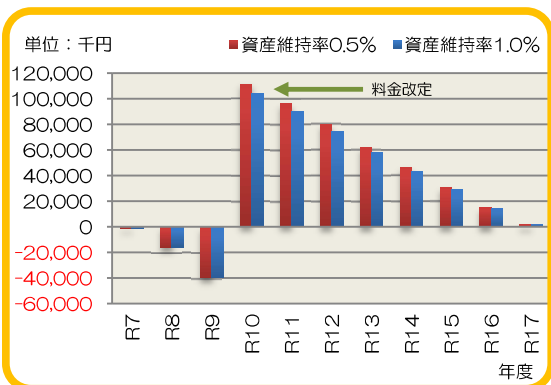
(単位：千円、%)

資産維持率	料金改定率	項目	料金改定							
			R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
① 0.5%	R10：68%	資産維持費	19,675	20,592	21,466	22,290	23,071	23,805	24,490	25,138
		当年度純利益	104,003	89,718	74,468	57,814	43,521	28,780	14,047	1,698
		経常収支比率	126.5%	122.4%	118.1%	113.6%	110.0%	106.5%	103.1%	100.4%
		料金回収率	119.3%	115.8%	111.8%	107.6%	103.8%	100.1%	96.6%	93.7%
② 1.0%	R10：79%	資産維持費	39,350	41,184	42,931	44,580	46,142	47,609	48,980	50,276
		当年度純利益	111,594	96,097	79,680	61,863	46,451	30,639	14,882	1,547
		経常収支比率	127.1%	122.8%	118.4%	113.9%	110.2%	106.5%	103.1%	100.3%
		料金回収率	120.3%	116.6%	112.4%	108.1%	104.3%	100.5%	96.9%	94.0%

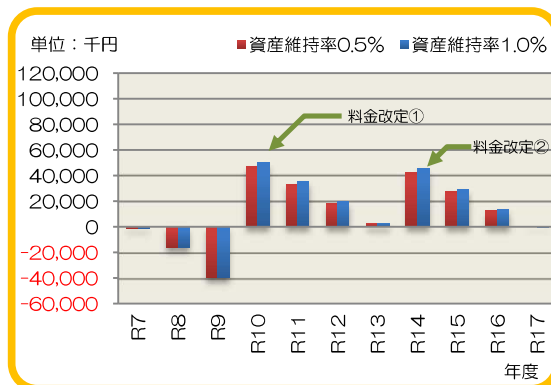
③④段階的な料金改定で「計画期間黒字」とした場合

(単位：千円、%)

資産維持率	料金改定率	項目	料金改定				料金改定			
			R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
③ 0.5%	R10：46% R14：15%	資産維持費	19,675	20,592	21,466	22,290	23,071	23,805	24,490	25,138
		当年度純利益	46,743	33,081	18,446	2,502	42,221	27,497	12,781	449
		経常収支比率	111.9%	108.3%	104.5%	100.6%	109.7%	106.2%	102.8%	100.1%
		料金回収率	103.6%	100.5%	97.0%	93.3%	103.5%	99.8%	96.3%	93.4%
④ 1.0%	R10：55% R14：15%	資産維持費	39,350	41,184	42,931	44,580	46,142	47,609	48,980	50,276
		当年度純利益	50,245	35,414	19,657	2,600	45,151	29,356	13,616	298
		経常収支比率	112.2%	108.4%	104.5%	100.6%	109.9%	106.3%	102.8%	100.1%
		料金回収率	104.3%	101.1%	97.5%	93.7%	104.0%	100.2%	96.7%	93.7%



【一度の料金改定による純損益推計】



【段階的な料金改定による純損益推計】

①一時的料金改定で「計画期間終了」とした場合 資産維持率0.5% <資本的収支>

区分		年度													
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (本年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度		
資本的収入	1. うち資本標準化債	474,000	123,136	168,262	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	
	2. 他会計補助金														
	3. 他会計負担金	1,520													
	4. 他会計借入金														
	5. 他会計借入金														
	6. 国(都道府県)補助金	29,666	38,480	52,582	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金														
	9. その他														
計	(A)	505,186	161,616	220,844	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)														
純計	(C)	505,186	161,616	220,844	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	
1. 建設改良費		570,161	192,642	263,155	300,248	300,251	300,254	300,257	300,260	300,263	300,266	300,269	300,272		
2. 企業債償還金		44,241	46,712	50,097	53,255	54,761	55,875	68,769	70,866	77,018	84,206	91,500	98,907		
3. 他会計長期借入還金															
4. 他会計への支出															
5. その他															
計	(D)	614,402	239,354	313,252	353,503	355,012	356,129	369,026	371,126	377,281	384,472	391,769	399,179		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(E)	109,216	77,738	92,408	101,503	103,012	104,129	117,026	119,126	125,281	132,472	139,769	147,179		
1. 損益勘定留保資金		55,743	60,225	68,485	74,208	75,716	76,833	89,730	91,830	97,984	105,175	112,472	119,882		
2. 利益剰余処分金		4,497													
3. 繰越工事費															
4. その他		48,976	17,513	23,923	27,295	27,296	27,296	27,296	27,296	27,297	27,297	27,297	27,297		
計	(F)	109,216	77,738	92,408	101,503	103,012	104,129	117,026	119,126	125,281	132,472	139,769	147,179		
補填財源不足額	(E)-(F)														
他会計借入金	(G)														
企業債償還金	(H)	1,837,507	1,713,831	1,832,096	1,970,841	2,108,080	2,244,205	2,367,436	2,488,570	2,603,552	2,711,346	2,811,846	2,904,939		
O他会計繰入金															
区分		令和6年度 (決算)	令和7年度 (本年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度		
収益	的収入	32,216	32,277	32,277	31,946	30,961	28,490	27,042	25,594	25,594	25,594	25,594	25,594		
うち	基準内繰入金	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976		
うち	基準外繰入金	29,240	29,301	29,301	28,970	27,985	25,514	24,066	22,618	22,618	22,618	22,618	22,618		
資本的	収入	1,520													
うち	基準内繰入金														
うち	基準外繰入金	33,736	32,277	32,277	31,946	30,961	28,490	27,042	25,594	25,594	25,594	25,594	25,594		
合計															

②一時的料金改定で「計画期間終了」とした場合 資産維持率1.0% <資本的収支>

投資・財政計画 水道事業（法適用事業・資本的収支）税以		年度														
区分	年	令和6年度														
		令和6年度 （決算）	令和7年度 （本年度）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度			
資本的 収入	1. 企業 のうち 資本 的	474,000	123,136	168,262	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	
	2. 他 の 資本 的															
	3. 他 の 資本 的															
	4. 他 の 資本 的	1,520														
	5. 他 の 資本 的															
	6. 国（都道 府県） 補助 金	29,666	38,480	52,582	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	
	7. 固定 資産 売却 代 金															
	8. 工 事 費 の 他															
	9. そ の 他															
計	(A)	505,186	161,616	220,844	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000		
(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額	(B)															
純計	(C)	505,186	161,616	220,844	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000		
1. 建設 費	(A)-(B)	570,161	192,642	263,155	300,248	300,251	300,254	300,257	300,260	300,263	300,266	300,269	300,272	300,272		
2. 企業 費																
3. 他 の 資本 的																
4. 他 の 資本 的																
5. そ の 他																
計	(D)	614,402	239,354	313,252	353,503	355,012	356,129	369,026	371,126	377,281	384,472	391,769	399,179			
(A)-(C)	(E)	109,216	77,738	92,408	101,503	103,012	104,129	117,026	119,126	125,281	132,472	139,769	147,179			
1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		55,743	60,225	68,485	74,208	75,716	76,833	89,730	91,830	97,984	105,175	112,472	119,882			
2. 利 益 剰 余 金 処 分 金		4,497														
3. 繰 越 工 事 費																
4. そ の 他		48,976	17,513	23,923	27,295	27,296	27,296	27,296	27,296	27,297	27,297	27,297	27,297			
計	(F)	109,216	77,738	92,408	101,503	103,012	104,129	117,026	119,126	125,281	132,472	139,769	147,179			
(E)-(F)	(G)															
補 填 財 源 不 足 額																
借 入 金 残 高	(G)															
他 の 借 入 金 残 高	(H)	1,837,507	1,713,831	1,832,096	1,970,841	2,108,080	2,244,205	2,367,436	2,488,570	2,603,552	2,711,346	2,811,846	2,904,939			
計																
〇他会計繰入金																
区分	年度	令和6年度 （決算）	令和7年度 （本年度）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度			
収益	的 収 支 分	32,216	32,277	32,277	31,946	30,961	28,490	27,042	25,594	25,594	25,594	25,594	25,594			
うち	基準 内 繰 入 金	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976			
うち	基準 外 繰 入 金	29,240	29,301	29,301	28,970	27,985	25,514	24,066	22,618	22,618	22,618	22,618	22,618			
資本	的 収 支 分	1,520														
うち	基準 内 繰 入 金															
うち	基準 外 繰 入 金															
合計		33,736	32,277	32,277	31,946	30,961	28,490	27,042	25,594	25,594	25,594	25,594	25,594			

③段階的な料金改定で「計画期間終了」とした場合 資産維持率0.5% <資本的収支>

投資・財政計画 水道事業（法適用事業・資本的収支）税引		年度													
区分	年	令和6年度													
		令和6年度 （決算）	令和7年度 （本年度）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度		
資本的 収入	1. うち資本標準化	474,000	123,136	168,262	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000
	2. 他会計補助金														
	3. 他会計負担金	1,520													
	4. 他会計借入金														
	5. 他会計借入金														
	6. 国（都道府県）補助金	29,666	38,480	52,582	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金														
	9. その他														
計	(A)	505,186	161,616	220,844	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)														
純計	(C)	505,186	161,616	220,844	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	
1. 建設改良費		570,161	192,642	263,155	300,248	300,251	300,254	300,257	300,260	300,263	300,266	300,269	300,272		
2. 企業債償還金		44,241	46,712	50,097	53,255	54,761	55,875	56,769	57,018	57,175	57,222	57,269	57,316		
3. 他会計長期借入返済金															
4. 他会計への支出															
5. その他															
計	(D)	614,402	239,354	313,252	353,503	355,012	356,129	357,026	357,923	358,820	359,717	360,614	361,511		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(E)	109,216	77,738	92,408	101,503	103,012	104,129	105,246	106,363	107,480	108,597	109,714	110,831		
1. 損益勘定留保資金		55,743	60,225	68,485	74,208	75,716	76,833	77,950	79,067	80,184	81,301	82,418	83,535		
2. 利益剰余処分金		4,497													
3. 繰越工事費															
4. その他		48,976	17,513	23,923	27,295	27,296	27,297	27,298	27,299	27,300	27,301	27,302	27,303		
計	(F)	109,216	77,738	92,408	101,503	103,012	104,129	105,246	106,363	107,480	108,597	109,714	110,831		
補填財源不足額	(E)-(F)														
1. 借入金															
2. 他会計借入金															
3. 借入金															
4. その他															
計	(G)														
他会計繰入金	(H)	1,837,507	1,713,831	1,832,096	1,970,841	2,108,080	2,244,205	2,367,436	2,488,570	2,603,552	2,711,346	2,811,846	2,904,939		

O他会計繰入金		年度												
区分	年	令和6年度												
		令和6年度 （決算）	令和7年度 （本年度）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
収益的 収入	1. うち基準内繰入金	32,216	32,277	32,277	31,946	30,961	28,490	27,042	25,594	25,594	25,594	25,594	25,594	25,594
	2. うち基準外繰入金	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	
	3. 他会計繰入金	29,240	29,301	29,301	28,970	27,985	25,514	24,066	22,618	22,618	22,618	22,618	22,618	
資本的 収入	1. うち基準内繰入金	1,520												
	2. うち基準外繰入金													
	3. 他会計繰入金													
計		33,736	32,277	32,277	31,946	30,961	28,490	27,042	25,594	25,594	25,594	25,594	25,594	

④段階的な料金改定で「計画期間終了」とした場合 資産維持率1.0% <資本的収支>

投資・財政計画 水道事業（法適用事業・資本的収支）税以		年度													
区分	年	令和6年度													
		令和6年度 （決算）	令和7年度 （本年度）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度		
資本的 収入	1. うち資本費平準化債	474,000	123,136	168,262	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000
	2. 他会計出資金														
	3. 他会計補助金														
	4. 他会計負担金	1,520													
	5. 他会計借入金														
	6. 国（都道府県）補助金	29,666	38,480	52,582	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金														
	9. その他														
計	(A)	505,186	161,616	220,844	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)														
純計	(C)	505,186	161,616	220,844	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	
1. 建設改良費	(A)-(B)	570,161	192,642	263,155	300,248	300,251	300,254	300,257	300,260	300,263	300,266	300,269	300,272	300,272	
2. 企業借入金返済金		44,241	46,712	50,097	53,255	54,761	55,875	56,769	57,018	57,266	57,514	57,762	58,010		
3. 他会計長期借入金返済金															
4. 他会計への支出金															
5. その他															
計	(D)	614,402	239,354	313,252	353,503	355,012	356,129	357,026	357,923	358,820	359,717	360,614	361,511		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(E)	109,216	77,738	92,408	101,503	103,012	104,129	105,246	106,363	107,480	108,597	109,714	110,831		
補填 財源	1. 損益勘定留保資金	55,743	60,225	68,485	74,208	75,716	76,833	77,950	79,067	80,184	81,301	82,418	83,535		
	2. 利益剰余処分金	4,497													
	3. 繰越工事資金														
	4. その他	48,976	17,513	23,923	27,295	27,296	27,297	27,298	27,299	27,300	27,301	27,302	27,303		
計	(F)	109,216	77,738	92,408	101,503	103,012	104,129	105,246	106,363	107,480	108,597	109,714			
補填財源不足額	(E)-(F)														
他会計繰入金	借入金残高														
	借入金残高														
計	(G)	1,837,507	1,713,831	1,832,096	1,970,841	2,108,080	2,244,205	2,367,436	2,488,570	2,603,552	2,711,346	2,811,846	2,904,939		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(H)														
他会計繰入金															
計	(I)	1,837,507	1,713,831	1,832,096	1,970,841	2,108,080	2,244,205	2,367,436	2,488,570	2,603,552	2,711,346	2,811,846	2,904,939		

O他会計繰入金		年度											
区分	年	令和6年度											
		令和6年度 （決算）	令和7年度 （本年度）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的 収入	1. うち基準内繰入金	32,216	32,277	32,277	31,946	30,961	28,490	27,042	25,594	25,594	25,594	25,594	25,594
	2. うち基準外繰入金	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976	2,976
	計	35,192	35,253	35,253	34,922	33,937	31,466	30,018	28,570	28,570	28,570	28,570	28,570
資本的 収入	1. うち基準内繰入金	1,520											
	2. うち基準外繰入金												
	計	1,520											
合計		33,736	32,277	32,277	31,946	30,961	28,490	27,042	25,594	25,594	25,594	25,594	

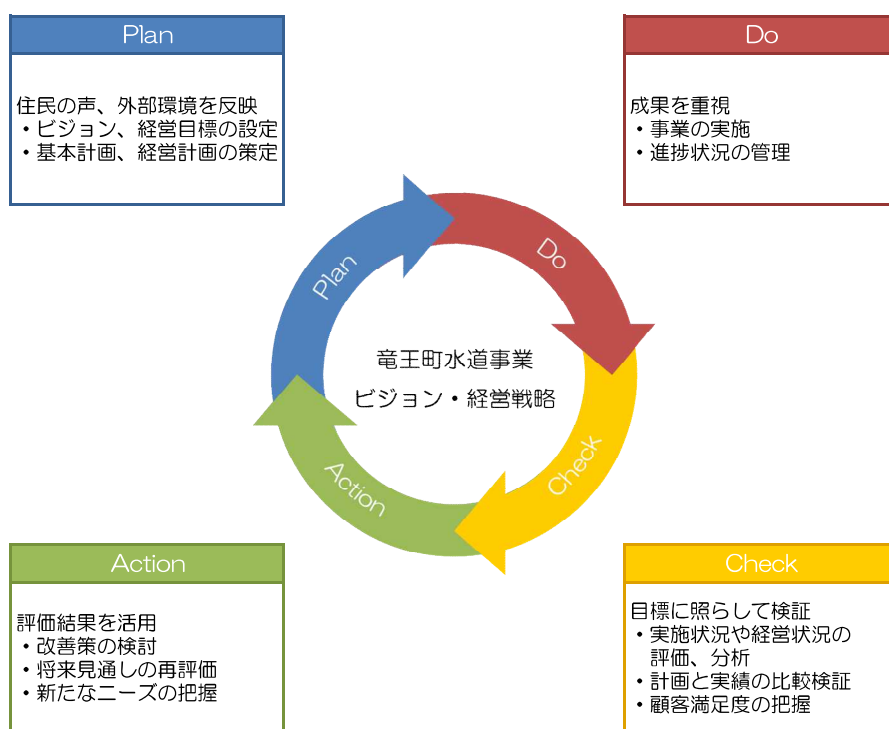
第8章 フォローアップ

本計画の実施にあたっては、掲げた施策や事業の進捗状況を定期的に確認し、その成果や課題を把握したうえで、必要に応じて見直しを行います。

計画期間（令和8年度～17年度）を通じて、「計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）」のPDCAサイクルを継続的に運用し、事業の実施効果や効率性を検証します。特に、概ね3～5年ごとに進捗状況をモニタリングし、投資・財政計画の実績との乖離や、将来見通しにおける課題を検証したうえで、必要な改善を図ります。

また、人口減少や節水意識の高まり、施設の老朽化など、経営環境の変化を踏まえつつ、効率的な施設更新、企業債の計画的な償還、料金改定を通じた収入の安定化を進めます。

これらの取り組みを通じて、健全で持続可能な経営基盤の確立を目指し、安全で安定した水道サービスを将来世代へ継承していきます。



第9章 用語説明

【あ】

■ アセットマネジメント

中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動のこと。

現在保有している資産の状態・健全度を適切に診断・評価し、中長期の更新需要見通しを検討するとともに、財政収支見通しを踏まえた更新財源の確保方策を講じる等により、事業の実行可能性の確保を図る。

■ 営業外収益

収益的収入のなかで、企業の本業以外の活動によって得られる収益のこと。預金利息、町補助金、加入金、長期前受金戻入をいう。

■ 営業外費用

収益的支出のなかで、企業の本来の営業活動以外で経常的に発生する費用のこと。支払利息、企業債取扱諸費、雑支出をいう。

■ 営業収益

収益的収入のなかで、料金収入等の企業の本来の営業活動で生じる収益のこと。給水収益、受託工事収益、その他営業収益をいう。

■ 営業収支比率

営業収益と営業費用の比率であり、収益性を見る際の最も代表的な指標のこと。営業費用が営業収益によってどの程度賄われているかを示すもので、この比率が高いほど営業利益率が高いことを示し、この数値が100%未満である場合は、営業損失が生じていることを示している。

■ 営業費用

収益的支出のなかで、企業の本来の営業活動から発生する費用のこと。職員給与費や材料費等の維持管理費、減価償却費。

■ 塩化ビニル管

腐食に強い塩化ビニル樹脂を主原料とする管。耐食性・耐電食性に優れ、水垢の発生もなく軽量で接合作業が容易であるという長所があるが、衝撃や熱に弱く、紫外線により劣化し、凍結すると破損しやすいという短所がある。また、シンナー等の有機溶剤に侵されるので、使用場所や取扱に注意が必要である。

【か】

■ 官民連携

水道事業者と民間企業が連携し、民間の持つノウハウ・技術を活用することによりサービス向上、財政基盤の強化、業務効率化を図ること。

■ 管路更新率

管路総延長に対する年間に更新された管路の割合。

■ 企業債

水道施設の更新や耐震化等の費用に充てるために、国や地方自治体等から借り入れる長期の借入金。

企業債の償還は、当該事業で整備した施設等を用いて得られる料金で賄うことを原則とし、その未償還分は企業債残高と呼ばれる。

■ 企業債残高対給水収益比率

給水収益に対する企業債残高の割合。

企業債残高の規模と経営の影響をみる指標で、一般的に低いほうが望ましいが、低すぎると必要事業が持ち越されている場合がある。

$$(\text{企業債残高} \div \text{給水収益}) \times 100$$

で算出される。

■ 給水管

道路に埋設されている配水管から分岐して各家庭等に水を送る管。

■ 給水区域

水道事業者が国土交通省または都道府県の許可を受け、需要に応じて給水義務を負う区域。

■ 給水原価

有収水量1m³当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標のこと。実際の使用水量に応じた1m³当たりの料金と比較することによって原価回収の状況を把握することができる。

$$\{\text{事業費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料および不用品売却原価} + \text{付帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}\} \div \text{年間総有収水量}$$

で算出される。

■ 給水収益

水道事業会計における営業収益（給水収益、受託工事収益等）の一つで、公の施設としての水道施設の使用について徴収する使用料のこと。通常、水道料金として収入となる収益がこれに当たる。

■ 給水人口

給水区域（水道事業者が厚生労働省または都道府県の許可を得て給水義務を負う区域）内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口には含まれない。

- **給水量**
 給水区域内に給水した水道水の量。
 給水量＝有効水量（有収水量＋無収水量）＋無効水量（漏水等）
 ※有収水量：水道料金徴収の対象となった水量および公園用水、公衆便所用水、消防用水等で、料金としては徴収しないが、他会計から維持管理費としての収入がある水量。
 ※無収水量：事業用水量、メーター不感水量、公園用水、公衆便所用水、消防用水等のうち料金およびその他収入がない水量。
- **供給単価**
 供給単価は給水収益を有収水量で除した数値であり、1㎡当たりの販売価格を表す。

$$\text{給水収益} \div \text{年間総有収水量}$$
 で算出される。
- **業務指標（PI：Performance Indicator）**
 全国の水道事業関係団体で構成する（公社）日本水道協会が平成17年1月に特定し、平成28年3月に改訂した「JWWAQ100 水道事業ガイドライン」に基づく指標。水道サービスの目的を達成し、サービス水準を向上させるために、水道事業全般について多面的に定量化した指標で、3つの分野（安全、強靱、持続）について示されている。
- **緊急遮断弁**
 地震や管路の破裂等の異状を検知すると自動的に自重や重錘または油圧や圧縮空気を利用して緊急閉止できる機能を持ったバルブ。
 配水池の出口部分に設置することにより、破損した管からの水の流出を防ぐとともに応急給水に必要な水を確保することができる。
- **経営戦略**
 水道事業や下水道事業等の公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくために策定する中長期的な経営の基本計画。
 計画期間は10年以上を基本とし、3～5年に一度見直し等を行うものとする。
- **計画給水人口**
 計画目標年次の推定人口のうち給水対象となる人口。
- **減価償却費**
 資産（建物や機械設備等長期にわたり利用する資産）を取得したときに、その取得費用を一括計上せず、資産の法定耐用年数にわたって分割して計上することを減価償却といい、その分割された費用を減価償却費という。
- **原水**
 浄水処理する前の水。水道水の原材料になる水。地表水あるいは地下水から取水する。水道原水には大別して地表水と地下水があり、地表水には河川水、湖沼水、貯水池水が、地下水には伏流水、井水等がある。（なお、本町は滋賀県企業庁からの全量受水）

【さ】

■ 残留塩素

水道水の安全のために水道水中に投入された塩素が、水道水に残留したもので、一般的には遊離残留塩素を総称する。水道法（水道法施行規則）によって、安全性確保のために蛇口から出る水道水には、必ず一定の残留塩素があるように定められている。

■ 支払利息

営業外費用の一つで、企業債、他会計からの借入金、一時借入金等について支払う利息のこと。

■ 資本的収支

収益的収支および支出に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良および企業債に関する収入および支出のこと。

企業の資産を取得するために要する費用（支出）とその財源（収入）の収支のこと。

資本的収入には、企業債や国庫補助金等を計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金等を計上する。

■ 収益的収支

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出のこと。

収益的収入には、給水サービスの提供の対価である料金等の給水収益の他、長期前受金戻入、受取利息等を計上し、収益的支出には給水サービスに必要な人件費、修繕費等を計上する。また、支払利息、更には減価償却費等のように現金支出を伴わない経費等も含まれる。

■ 受水

水道事業者が水道用水供給事業から浄水（水道用水）の供給を受けること。

■ 受水費

水道事業者が水道用水供給事業から浄水（水道用水）の購入に要した費用のこと。

■ 浄水

河川、湖沼、地下水等から取水した原水の水中に含まれている物質等を取り除き、飲料水とするための適切な処理を行うこと。水道水は、水道法に定められた水質基準に適合した水を供給しなければならない。

■ 新水道ビジョン

水道の所掌官庁たる厚生労働省が、水道の目指すべき方向性について示したもので、平成25年3月付けで正式に公布された。その目的は、「平成16年の水道ビジョン策定から約9年が経過し、水道を取り巻く環境が大きく変化していることから、これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵を、今後もすべての国民が継続的に享受し続けることができるよう、50年、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具体化するため、今後、当面の間に取り組みべき事項、方策を提示しているもの。

- **水源**
水道水として利用する水の供給源のことで、種類は、河川表流水、湖沼水、ダム水、地下水、湧水、伏流水がある。
- **水質基準**
水道法第4条および「水質基準に関する省令」により定められた、飲み水の安全性を確保するために水道水が備えなければならない水質の要件。
- **水質検査**
水源や給水栓水について水質検査を行い、その結果、浄水の場合は水質基準項目ごとの基準値や塩素消毒の基準に照らして適合しているかを判定すること。
- **水質検査計画**
水道水が水質基準に適合し、安全で良質な水を供給するために、毎年度水道事業者が水質検査に関する基本方針や水質検査地点および水質検査方法を定めるもの。その内容や水質検査結果がホームページ等で公開されている。
- **水道用水供給事業**
水道事業者に対してその用水を供給する事業のこと。本町の場合、企業庁湖南水道用水供給事業から計画給水量の100%にあたる浄水（水道用水）を購入している。
- **損益勘定留保資金**
資本的収支の補てん財源の一つで、収益的収支における現金支出を必要としない費用で、減価償却費、繰延勘定償却、資産減耗費等を計上し、企業内部に保留される資金のこと。

【た】

- **耐震管**
離脱防止継手を有し、地震により地盤変動が起きた場合でも管の破損や継手の離脱等の被害が軽微な管のこと。ダクタイトイル鑄鉄管（離脱防止機能付き継手）、鋼管（溶接継手）、水道用ポリエチレン管（融着継手）等。
- **ダウンサイジング**
規模を小さくすること。
水道の場合は、水需要の減少等に伴い、施設更新等の際に管路の口径減少や施設の小規模化等により施設能力を縮小し、施設の効率化を図ること。
- **ダクタイトイル鑄鉄管**
材料としてダクタイトイル鑄鉄を使用した管のこと。
ダクタイトイル鑄鉄とは、鑄鉄に含まれる黒鉛を球状化させたもので、鑄鉄に比べて強度や靱性（粘り強さ）に富み、衝撃に強い。金属材料の中では腐食に強く、電気抵抗が高いため電食の影響を受けにくい。継手は伸縮性・可撓性（柔軟で折り曲げることが可能である性質）を持ち、施工性が良く、水道用管として広く用いられているが、重量が比較的重く、土壌が腐食性の場合には外面防食を必要とする。

■ 長期前受金戻入

資産（建物や機械設備等）を取得したとき、その財源に国庫補助金等が充当される場合には、その国庫補助金等は収入として一括計上せず、資産の耐用年数にわたって分割・計上され、その分割された収入を長期前受金戻入といい、減価償却費と対になるもの。

【は】

■ 配水池

浄水場（河川から取水した水や地下水等を浄化・消毒し、上水道へ供給するための水道施設）から送られた浄水（水道用水）を一時的に貯留し、給水区域の需要量に応じて流出制御を行う施設。

配水池の容量は、配水池への流入量と時間変動する給水量との差を調整する容量、配水池より上流側の事故発生時にも給水を維持するための容量および消火用水量を考慮して定められる。

■ 普及率

給水区域内人口に対する給水人口の割合を示し、給水区域内の未普及人口の割合を把握するために使用される。

給水普及率（％）＝給水人口÷給水区域内人口×100

※給水区域内人口：給水区域内に居住する総人口

※給水人口：水道事業により給水を受けている総人口

■ 法定耐用年数

固定資産が、その本来の用途に使用できると見られる推定の年数を法律で定めたもの。その効用が持続する期間とされ、国や水道事業者は寿命の目安と捉えている。

■ ポリエチレン管

プラスチック管の一種で、昭和37年頃から給水装置に使用され始めた。接合方法は熱融着による方法と機械的に管を締め付けて接続する方法があり、重量は軽く耐寒性、耐衝撃性に優れている。長尺物であるため継手数が少なく済み、施工性にも優れている。また他の管種に比べて可撓性に富んでおり、地盤変動に対して影響が少ない等の特徴を有しているが、有機溶剤、ガソリン等による浸透に注意する必要がある。

【ま】

■ 毎日検査

水道法で定められている、色・濁り・残留塩素の3項目を、毎日確認する検査のこと。

【や】

■ 有収水量

料金徴収の対象となった水量および他会計からの収入のあった水量。

■ 有収率

給水量に対する有収水量の割合。

無効水量である漏水等を少なくすることで率が上がるとされている。

有収率＝（年間有収水量＋年間有収分量）÷（年間給水量＋年間分量）×100

※分量：水道事業者が他の水道事業者に分水する水量

【ら】

■ 料金回収率

給水原価と供給単価の関係を示しており、事業の経営状況の健全性を示す指標の一つ。

この指標が100%を下回っている場合、給水にかかる費用が料金収入以外の収入で賄われていることを意味する。

■ 老朽管

法定耐用年数（布設から40年）を超過した管路のこと。

■ 漏水

水道管等から水が漏れること。地上に漏れ出して発見が容易な地上漏水と、地下に浸透して発見が困難な地下漏水がある。漏水量が減ると有効率が向上する。

※有効率：給水する水量と有効水量との比率

竜王町水道事業ビジョン・経営戦略

竜王町上下水道課

所在地：〒520-2592

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

TEL：0748-58-3708

FAX：0748-58-2646

Mail：jogesui@town.ryuoh.shiga.jp

URL：http://www.town.ryuoh.shiga.jp/